



公正取引委員会

公正かつ自由な市場を実現する市場の番人

採用案内 2025



JAPAN FAIR TRADE COMMISSION

経済社会の中で、法執行と政策立案により 公正かつ自由な 競争環境を促進し、守る

今や、事業者の活動は国際化し、新たなビジネスモデルが次々と創出されています。こうした変化の中で日本経済をより発展させ、事業者と消費者の利益を守るためには、公正かつ自由な競争環境を維持・整備し、市場メカニズムの働きを確保する必要があります。市場メカニズムが正しく機能していれば、消費者ニーズが事業者に正しく伝わり、事業者が消費者ニーズに合った商品を提供する努力をすることによって、事業者と消費者の利益、日本経済全体の競争力が向上していきます。公正かつ自由な競争を促進し、守ることは、事業者と消費者、そして社会全体を豊かにしていきます。

市場メカニズムの働きを確保するために

公正かつ自由な競争によって市場メカニズムの機能を十分に発揮させるためには、適切なルールの整備と、ルール違反を取り締まる強い執行力が不可欠です。

このルールとして制定されたのが

「独占禁止法（正式名称：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）」であり、独占禁止法を運用するための行政機関として、公正取引委員会が設置されています。

INDEX

公正取引委員会の概要

- 02 公正かつ自由な競争の重要性
- 04 公正取引委員会の存在
- 05 組織図
- 06 法執行と政策立案

業務紹介・個別育成制度対談

- 10 業務紹介【法執行】
- 16 業務紹介【政策立案】
- 24 業務紹介【チーム】
- 26 業務紹介【海外・地方】
- 31 個別育成制度対談

職員の日・ワークライフバランス

- 32 職員の日
- 34 ワークライフバランス

新人職員の声・採用に関する Q&A

- 36 新人職員の声
- 40 採用に関する Q&A

キャリアステップ・研修

- 42 キャリアステップ
- 46 キャリアステップの概要
- 47 研修制度

公正取引委員会の使命

エンフォースメント

～厳正な法執行による競争の回復～

- 違反事件審査
 - 独禁法違反行為に対する排除措置命令、課徴金納付命令等
 - 確約措置等を通じた迅速かつ効果的な法執行（個別事案に応じた事後規制）
- 企業結合審査
 - ビジネスの実態に即した迅速かつ確な企業結合審査（合併等により将来競争上の弊害が生じる場合に事前に禁止）

アドボカシー（競争唱導）

～競争環境の整備～

- 実態調査
- 規制改革・取引慣行の改善に関する提言
- ガイドラインの策定
 - 法運用の透明性・予見可能性の向上による違反行為の未然防止
 - 企業のコンプライアンスの向上
- 効果的な広報
- 国際連携
 - G7、OECD、ICN（国際競争ネットワーク）等

公正取引委員会は、公正で自由な競争環境を確保するため、エンフォースメント（法執行）とアドボカシー（競争唱導）を「車の両輪」として取り組んでいる。

エンフォースメント：独禁法の厳正、機動的な執行による競争の回復

アドボカシー：競争環境の整備 → 競争促進的な規制・制度改革、企業行動の変革

独占禁止法

◆ 事業者が経済活動を行う上で守るべき基本ルール ◆ 市場競争を制限する行為を禁止

● 独占禁止法の概要

- 私的独占の禁止
- 不当な取引制限の禁止（カルテル・入札談合等）
- 事業者団体の規制
- 企業結合の規制
- 独占的状態の規制
- 不公正な取引方法の禁止
- 下請法に基づく規制

公正かつ自由な競争の促進

- 事業者の創意発揮
- 事業活動の活発化
- 雇用・国民実所得の水準向上

一般消費者の利益確保

国民経済の民主的で健全な発達の促進

● 独占禁止法の目的

〔第1条〕 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、**公正且つ自由な競争を促進し**、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、**一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること**を目的とする。

公正取引委員会とは

中立性と専門性を有する独立した機関

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属し、内閣府の外局として設置されています。委員長及び4人の委員で構成され、その下に、事務を処理するための事務総局が置かれています。

行政機構上は内閣府の外局となっていますが、その職務の性質上、厳格な中立性と高度の専門性が必要とされることから、職権行使の独立性が法定され（独占禁止法第28条）、他からの指揮監督を受けることなく職務を遂行します。



組織図

官房

- 総合調整
- 意見聴取事務
- 海外当局との協力

- 総括審議官
- 政策立案総括審議官
- 審議官
- 公文書監理官
- サイバーセキュリティ・情報化参事官
- 参事官

- 総務課
 - 会計室
 - 企画官
- 人事課
 - 企画官
- 国際課
 - 企画官

経済取引局

- 独占禁止政策の企画・経済実態の調査
- 企業結合の審査

- 総務課
 - 企画室
 - デジタル市場企画調査室
- 調整課
 - 企画官
- 企業結合課
 - 上席企業結合調査官

取引部

- 不公正な取引方法の指定等
- 下請法の運用
- フリーランス・事業者間取引適正化等法の運用

- 取引企画課
 - 取引調査室
 - 相談指導室
 - フリーランス取引適正化室
- 企業取引課
 - 下請取引調査室
 - 企画官
 - 上席下請取引検査官

審査局

- 独占禁止法違反被疑事件の処理
- 行政訴訟の事務

- 審査管理官
 - 企画室
 - 情報管理室
 - 公正競争監視室
 - 課徴金減免管理官
 - 上席審査専門官
- 管理企画課
 - 企画官
- 第一～五審査長
 - 第一～四上席審査専門官
- 訟務官

犯則審査部

- 犯則事件の調査

- 第一～二特別審査長

地方事務所・支所

- 北海道事務所
- 東北事務所
- 中部事務所
- 近畿中国四国事務所
 - 中国支所
 - 四国支所
- 九州事務所
- 内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引課

令和7年1月現在

公正取引委員会の存在

業務紹介 法執行

業務紹介 政策立案

業務紹介 チーム・海外・地方
個別育成制度対談

職員の一日
ワークライフバランス

新人職員の声
採用に関するQ&A

キャリアステップ・研修

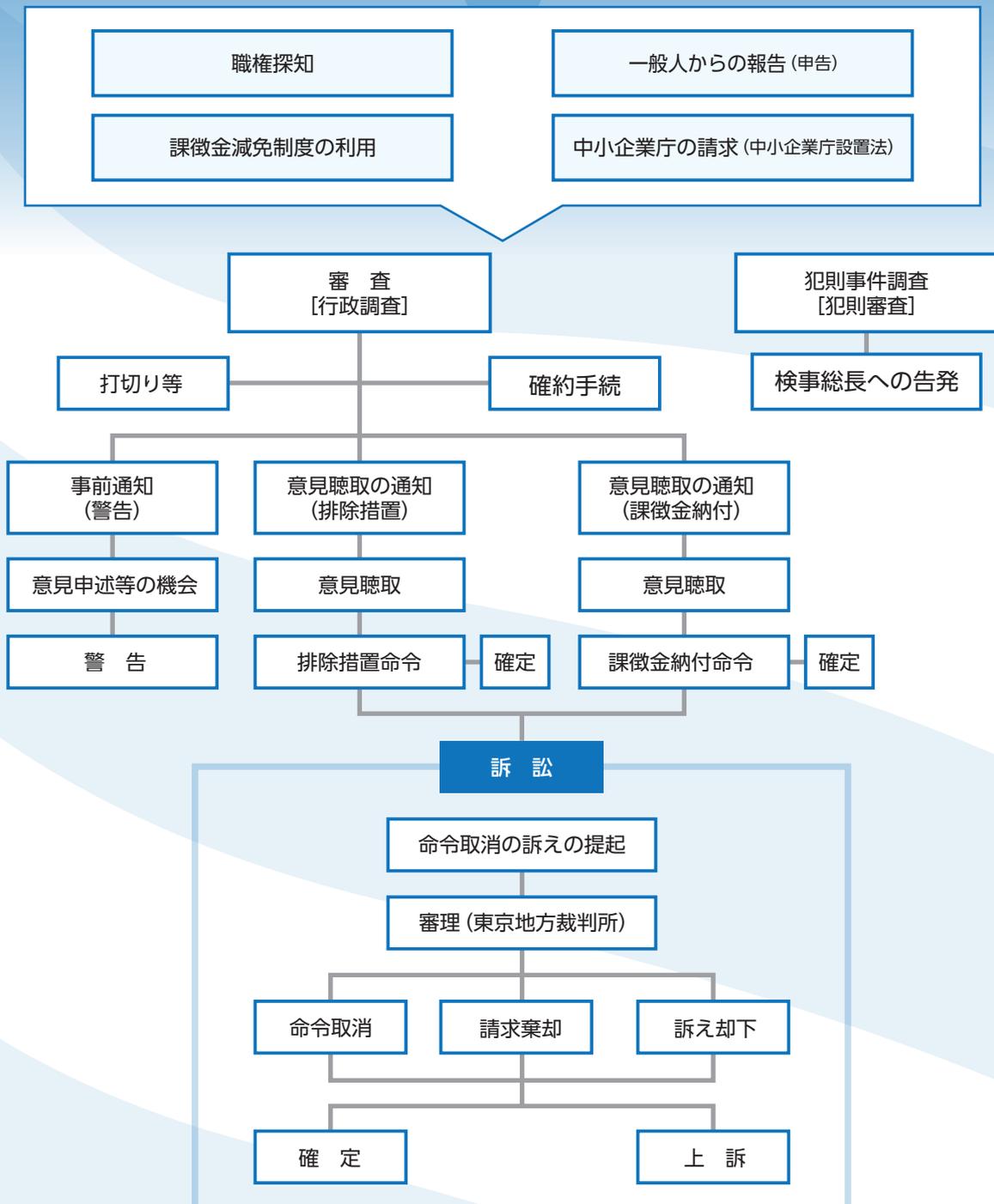
法執行

独占禁止法等の法律を執行・運用します

公正かつ自由な競争を守るため、独占禁止法を執行しています。独占禁止法違反行為があった場合は、速やかにその行為をやめ、市場における競争を回復させるために必要な排除措置命令（いわゆる官製談合事件の場合には、併せて、官製談合防止法に基づく発注機関に対する必要な改善措置の要求）、また、違反行為を行った事業者に課徴金を国庫に納めるように命じる課徴金納付

命令などの措置を行っています。また、確約手続という、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続があります。このほか、下請法、フリーランス・事業者間取引適正化法等、スマホソフトウェア競争促進法を運用しています。

独占禁止法違反事件処理の流れ



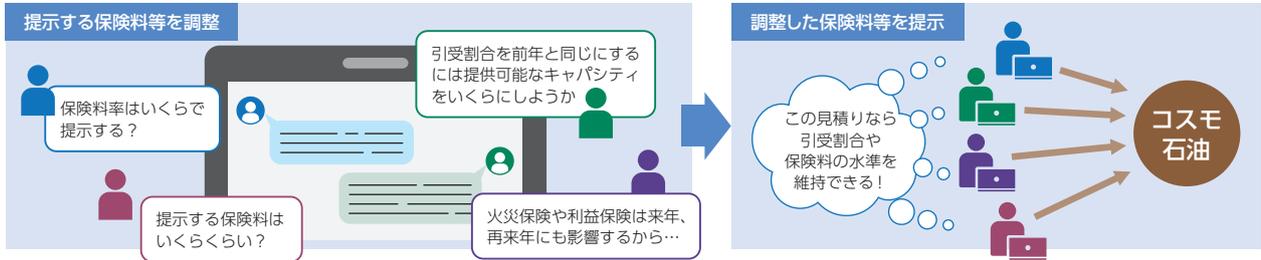
不当な取引制限 (カルテル)

複数の企業が連絡を取り合い、本来、各企業がそれぞれ決めるべき商品の価格や生産数量などを共同で取り決める行為を指す。

コスモ石油株式会社を保険契約者とする引受損害保険会社に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について [令和6年10月31日]

大手損害保険会社4社は、コスモ石油元売会社を保険契約者とする損害保険について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料等を調整することによって各社の引受割合及び保険料の水準を維持する合意をすることにより、公共の利益に反して、この損害保険の取引分野における競争を制限していた。

合意 本件製油所包括保険について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料等を調整することによって各社の引受割合及び保険料の水準を維持する。



不当な取引制限 (入札談合等)

官公庁などが発注する工事や物品の調達に関する入札などに際し、事前に受注事業者や受注金額などを決めてしまう行為を指す。

名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について [令和6年5月22日]

給食サービス提供事業者8社は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務について、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力を旨の合意の下に、原則として、ブロックごとに既存業者を受注予定者とするなどし、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた価格よりも高い価格で入札するなどして、公共の利益に反して、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

発注方法等	違反行為等	合意	実施方法	実施状況
<p>中学校スクールランチ調理等業務</p> <p>名古屋市立の中学校(110校)向けに、受託事業者の工場での調理、学校配膳室での盛付け・配膳、各学校への配送・回収及び食器類の洗浄・消毒・保管等を行うことにより給食を提供する業務</p> <p>発注方法</p> <p>18ブロック(名古屋市の行政区16区及び2中学校)に分割し、競争入札で発注</p>	<p>遅くとも平成29年2月7日以降</p> <p>●給食サービス提供事業者8社</p>	<p>① 受注予定者を決定する</p> <p>② 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるよう協力する</p>	<p>① (1) 原則として、ブロックごとに既存業者を受注予定者とする</p> <p>(2) 既存業者が受注を希望しなかった場合には、他の入札参加者のいずれかを受注予定者とする</p> <p>② 受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた価格より高い価格で入札価格を提示する又は入札を辞退するなど</p>	<p>中学校スクールランチ調理等業務の全てを受注</p>

本件取引分野における競争を実質的に制限

不公正な取引方法

「自由な競争が制限されるおそれがある」、「競争手段が公正とはいえない」、「自由な競争の基盤を侵害するおそれがある」といった観点から、公正な競争を阻害するおそれがある行為を指す。

Google LLCから申請があった確約計画の認定について [令和6年4月22日]

Google LLCは、ヤフーとの契約を変更して、ヤフーに対し、モバイル・シンジケーション取引^{*}に必要な検索エンジン及び検索連動型広告に係る技術の提供を制限することで、ヤフーがモバイル・シンジケーション取引を行うことを困難にしていた。

(独占禁止法3条(私的独占)又は同法19条(その他の取引拒絶又は競争者に対する取引妨害))。

^{*} 検索連動型広告の配信を行う事業者が、ウェブサイト運営者等から広告枠の提供を受け、検索連動型広告を配信するとともに、当該広告枠に配信した検索連動型広告により生じた収益の一部を当該事業者に分配する取引をいう。

違反被疑行為の概要	確約計画(排除確保措置計画)
<p>Google</p> <p>平成22年以降、ヤフーに対して、検索エンジン・検索連動型広告の技術を提供</p> <p>その技術のうち契約変更によってモバイル・シンジケーション取引に必要な技術の提供を制限(平成27年9月~令和4年10月)</p> <p>モバイル・シンジケーション取引(検索サイト等の広告枠に検索連動型広告を配信)</p> <p>ウェブサイト運営者等(検索ポータルサイト等)</p> <p>ヤフーのモバイル・シンジケーション取引の継続を困難にし、独占禁止法上問題となるおそれ</p> <p>ヤフーは取引ができなくなり、広告収益を失う</p>	<p>① 違反被疑行為を取りやめていること及び③を意思決定機関において決議。</p> <p>② ①について、ヤフーへ通知し、関連従業員へ周知徹底する。</p> <p>③ 公正取引委員会が事前に承認した場合を除き、ヤフーに対し、モバイル・シンジケーション取引に必要な技術の提供を制限しないこととし、この措置を今後3年間実施する。</p> <p>④ モバイル・シンジケーション取引について、ヤフーとの間で、引き続き、独自性を確保する手段及び情報分離を確保する手段を講じることとし、この措置を今後3年間実施する。</p> <p>⑤ コンプライアンス体制の整備</p> <p>⑥ 上記①~⑤の措置の履行状況を、定期的に公正取引委員会に報告する。</p>

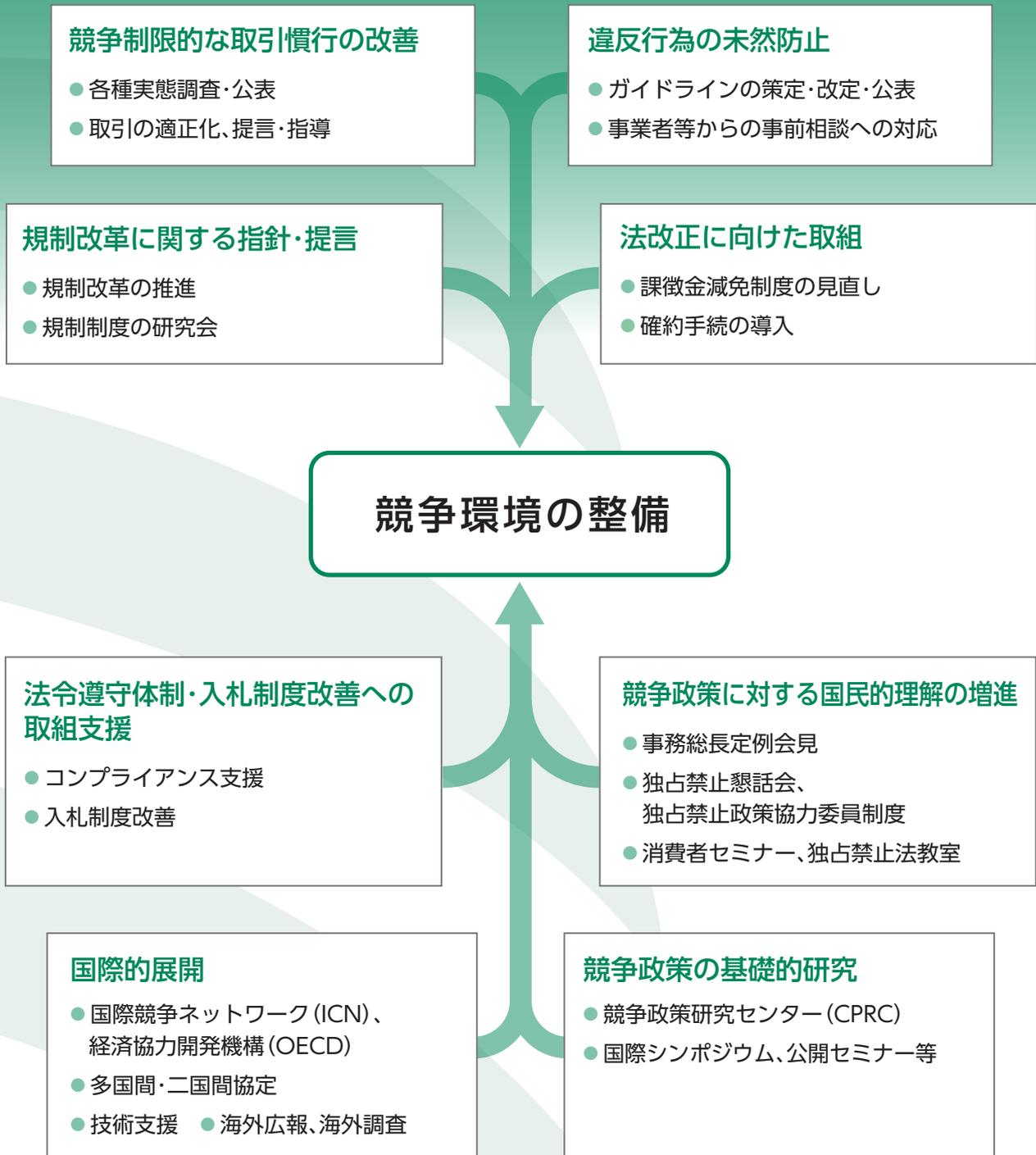
独占禁止法第3条(私的独占)又は同法第19条(不公正な取引方法第2項(その他の取引拒絶)又は第14項(競争者に対する取引妨害))

政策立案

競争政策を積極的に展開します

国際的に開かれた自由で公正な活力のある経済社会の形成を目指して、競争環境整備に取り組んでいます。独占禁止法のより一層の充実化への取組、規制改革・取引慣行の改善に関する提言、

競争制限的な行政指導の改善などの活動を行うとともに、国際協力にも力を入れています。



法律の制定に向けた取組等

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 [令和6年6月12日]

「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案」が令和6年4月に国会に提出され、同年6月に成立し、公布された。本法に関連して、公正取引委員会は、モバイルOS等に関する実態調査を実施し（令和5年2月公表）、モバイルOSやアプリストア市場は十分な競争圧力が働いていない寡占状態にあり、競争環境整備のため、独占禁止法を補完する新たな法整備が必要であると提言した。

背景・主旨

- スマートフォンの普及により、モバイルOSやアプリストア等の特定ソフトウェアの提供等を行う事業者は、特定少数の有力企業による寡占状態である。
- 特定ソフトウェア市場では、当該事業者による競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられている。これらの市場では、新規参入など市場機能による自発的正が難しく、また、独占禁止法による個別対応も立証に著しく長い時間を要するとの課題があるため、公正かつ自由な競争を回復することが困難である。
- スマートフォンの特定ソフトウェアについて、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じてイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生じる多様なサービスを選択でき、その恩恵を享受できるよう、競争環境を整備する必要がある。

法律の骨子

- (1) 規制対象事業者の指定
公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、政令で定める一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定する（指定された事業者を「指定事業者」という）。
- (2) 禁止事項及び遵守事項の整備（事前規制）
特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者に対して、禁止事項や遵守事項を定める。
- (3) 規制の実効性確保のための措置
指定事業者の規制遵守状況の報告、関係事業者による情報提供、関係行政機関との連携、公正取引委員会の調査権限や違反を是正するための命令、課徴金納付命令等の規定を整備する。

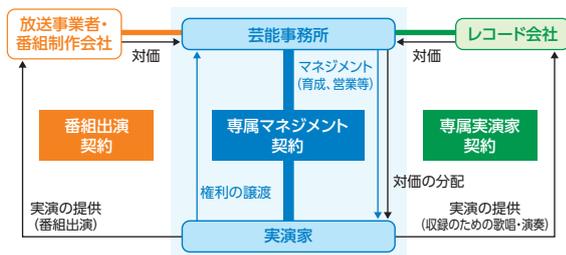
実態調査

音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書 [令和6年12月26日]

クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組等の実演家（アーティスト、俳優、タレント等）とその所属する芸能事務所との契約等について実態調査を実施した。

調査の対象・結果

※ 本調査を踏まえて典型的な取引の一例を示しているが、実際の取引関係等は多様である。



調査の結果、①実演家と芸能事務所との取引、②放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引及び③レコード会社と芸能事務所・実演家の取引において、独占禁止法上・競争政策上の観点から問題となり得る行為が確認された。

本報告書の主なポイント（一部を抜粋）

	独占禁止法・競争政策上問題となり得る行為	違反となり得る類型
実演家と芸能事務所との取引	移籍・独立を希望する実演家に対する妨害	優越的地位の濫用、取引妨害
放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引	契約を書面により行わないこと・契約内容を十分に説明しないこと	優越的地位の濫用を誘発する行為
レコード会社と芸能事務所・実演家の取引	実演禁止条項 再録禁止条項	優越的地位の濫用、排他条件付取引又は拘束条件付取引

※ 問題となり得るとして列挙したこれらの行為が実際に独占禁止法上問題となるかどうかは、個別事例ごとの具体的な態様に照らして判断されることとなる。

公正取引委員会の対応（一部を抜粋）

- 芸能事務所の主要な事業者団体に対して会員等への本報告書の内容の周知を要請、特に「共同または事業者団体による移籍制限」について注意喚起。
- 関係省庁と連携しつつ、関係事業者による取組の進捗を注視するとともに、独占禁止法に違反する行為がある場合には厳正・的確に対処。

国際関係

各国・地域の競争当局と連携を深めるため、定期的に会合や途上国に対する技術支援を行うなど、公正取引委員会の活動はグローバルに展開している。

国際競争ネットワーク (ICN)

ICN (International Competition Network) は、競争法執行の手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として発足した各国・地域の競争当局を中心としたネットワークである。2024年3月末現在、133か国・地域から145の競争当局が参加している。

経済協力開発機構 (OECD)・競争委員会 (Competition Committee)

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構) は、経済・社会分野において多岐にわたる活動を行っている国際機関であり、欧州諸国、米国、日本等を含む38か国により構成されている。公正取引委員会は、他の加盟国とともに競争法及び競争政策の進展のための検討を行い、また、その整備及び施行に関する加盟国間の協力を促進することを目的として、主に競争委員会 (Competition Committee、加盟国のほか非加盟国・地域がオブザーバーとして参加) の活動に参加している。

競争当局間意見交換

経済活動がグローバル化し、複数の国にまたがるような違反行為が数多く発生していることから、我が国と経済活動が特に活発な国・地域の競争当局との間で連携を深めることの重要性が高まっている。そのため、海外の競争当局との間で競争政策の進展等に関する意見交換を随時行っている。

開発途上国に対する技術支援

東南アジア諸国等の競争当局に対し、研修の実施や職員の派遣を通じた技術支援を行っている。



ICN サステナビリティワークショップ [オンライン] (令和6年7月2日～3日)



OECD 競争委員会令和5年12月会合 (令和5年12月4日～6日)



韓国公正取引委員会のハン委員長との意見交換を開催 (令和6年11月21日)



公正な競争で 消費者の利益を守る

垣端 潜 *Kakibata Sen*

審査局 第三審査上席審査専門官
[平成7年4月入局]

Career

- 平成7年4月 審査部管理企画課情報管理室
- 平成8年6月 審査局管理企画課情報管理室
- 平成9年7月 審査局第二審査
- 平成11年4月 近畿中国四国事務所下請課
10月 近畿中国四国事務所下請課下請取引調査官
- 平成13年4月 経済取引局取引部消費者取引課企画係長
- 平成15年4月 会計検査院第4局農林水産検査第1課調査官
- 平成17年4月 審査局第一審査審査専門官
- 平成19年7月 審査局第五審査審査専門官(庶務担当)
- 平成20年7月 審査局管理企画課企画室企画調整係長
- 平成22年7月 審査局管理企画課総括係長
- 平成23年7月 審査局第四審査審査専門官(主査)
7月 審査局犯則審査部第二特別審査審査専門官(主査)
- 平成24年7月 審査局第四審査審査専門官(主査)
- 平成28年7月 審査局訟務官付審査専門官(訟務官補佐(総括担当))
- 平成30年7月 審査局第三審査審査専門官(主査)
- 令和元年11月 審査局犯則審査部第一特別審査審査専門官(主査)
- 令和2年7月 官房総務課長補佐(国会担当)
- 令和4年7月 審査局第一審査審査専門官(審査長補佐(総括担当))
11月 審査局犯則審査部第二特別審査審査専門官
(特別審査長補佐(総括担当))
- 令和5年3月 審査局第一審査審査専門官(審査長補佐(総括担当))
- 令和6年4月 審査局第三審査上席審査専門官

独占禁止法を執行する意義は一般消費者の利益の確保

法執行業務は、公正取引委員会の最大のミッションです。

独占禁止法の第1条には、こう書かれています。「この法律は、…公正且つ自由な競争を促進し、…以て、一般消費者の利益を確保する…ことを目的とする。」

入札談合や価格カルテルといった独占禁止法に違反する行為が行われると、例えば入札談合では税金の無駄づかひにつながったり、価格カルテルでは、通常なら低価格で得られる

べき商品やサービスを高い価格で購入させられたりするなど、最終的に一般消費者の利益が損なわれることとなります。

私の所属する審査局では、日夜、職員が「一般消費者の利益を確保する」ために独占禁止法の執行業務に邁進しており、具体的には入札談合や価格カルテルを止めさせるなどして競争を回復するための措置を命じるべく、独占禁止法違反事件の調査を行っています。

独占禁止法違反事件の調査の醍醐味は チームとして取り組むこと

独占禁止法違反事件の調査は、決して一人でできるものではなく、管理職・補佐・係長・係員が一体となって「チーム」として取り組む共同作業です。

私は、管理職・補佐・係長・係員のいずれの段階でも入札談合や価格カルテルといった独占禁止法違反事件の調査に携わってきましたが、チームとして調査することの醍醐味は、個々のスキルや知識を活かし合い、協力して困難な問題を一つ一つ解決していく過程そのものにあると感じています。



独占禁止法違反事件の調査は、通常、証拠収集、証拠の分析・評価、関係者からの事情聴取など複数の調査手法を経て事実を認定し、この事実を法律の要件に当てはめて違反かどうかを判断します。つまり、独占禁止法違反事件の調査では、それぞれの調査手法で専門的な知識と技術を必要とし、異なるバックグラウンドを持つチームメンバーが個々の強みを活かして問題解決に当たっていきます。例えば、一人は証拠の分析・評価に長けていて、別のメンバーが事情聴取のスキルを持っている場合、互いに補完し合いながら調査を進めることができます。

また、独占禁止法違反事件の調査は、しばしば困難でプレッシャーのかかる状況で行われますが、チームであれば困難な局面でもお互いに支え合い、励まし合うことができます。互いに問題点を共有し、問題に対する解決策を共に考えることもできます。このようにチームとして調査を行うことは、個人の力では達成できない成果を上げることができると、私は実感しています。

公正取引委員会を志望する方へ

公正取引委員会の仕事は、独占禁止法の執行を通じて「一般消費者の利益を確保する」ためであり、社会全体に奉仕するという意味で自身の人生を懸けるにふさわしい仕事だと思います。

その中でも、チームとして取り組む独占禁止法違反事件の調査は、それぞれのメンバーが個々の強みを活かして活躍できる業務です。法律や経済を勉強している方はもちろんですが、法律・経済以外の分野を勉強している方であっても、むしろその強みを活かしてチームに貢献できることは間違いありません。

私は、「正直者が馬鹿を見る」ような経済社会を正し、経済社会における正義を実現したいという思いから、公正取引委員会を志望しました。

そして、今でもその思いに間違いはなかったと胸を張って言えます。

経済社会における正義を実現するために私たちの仲間になってみませんか。





様々な知識や考えを持つ人たちとワンチームで事件を仕上げていく

荻野 舞 *Ogino Mai*

審査局 第三審査審査専門官(主査)
[平成14年4月入局]

一審査官であるという立場は皆同じ

事情聴取の際、あるきっかけで事実を語ってくれた時、膨大な資料から違反被疑行為に繋がる証拠を見つけた時、得た事実や証拠が一つに繋がった時など、事実解明に一步でも近づけた時は、自身もチームも士気が高まります。

また、行政処分である排除措置命令書の作成に当たっては、必要な情報を正しく落とし込む必要があります。私は法律の専門家ではないため難しい作業になりますが、チームで検討して記載した表現が採用されたり、作成した排除措置命令書が新しい過去事例として積み上がることには大きなやりがいを感じます。

入局当初は、私自身、女性だからこそできることや気付くことがあると考えていましたが、仕事をしていく中で意識が変わり、今は、一審査官であるという立場は性別に関係なく皆同じ、と感じています。

どんな仕事をやりたいかという点は重要ですが、どんな人と働きたいかという点も大事なポイントだと思います。公正取引委員会では、様々な経歴・経験・知識を持った人たちが、公正な競争を確保するという目標に向かって各自の力を活かしています。多くの職員と接して、職場の雰囲気を感じてください。この人いい!と思ったら、それが一つのきっかけになると思います。

皆さんがイメージするような、違反被疑事業者への立入検査で証拠を収集し、解析し事情聴取を行うといった業務は、審査官の役割を一番感じる瞬間かもしれません。私たち審査官は、膨大な資料から違反被疑行為を立証する糸口を地道に粘り強く探し、相手と真摯に向き合いながら信頼関係を築き、必要な情報を得られるよう尽力しています。

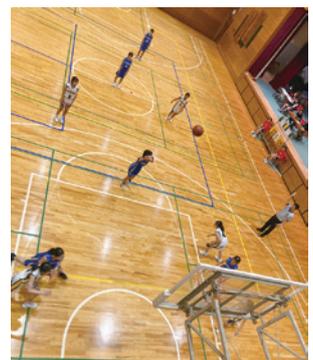
また、独占禁止法違反行為が認められ必要がある場合には、違反状態を排除して競争を回復させるため、排除措置命令などの行政処分を行います。そのために、解明できた事実を法律に当てはめる必要があります。処分を命じられた事業者が不服であれば訴訟が提起されますので、審査官は、裁判で争うに足る証拠に基づき、正しく法律を適用するために日々勉強しています。

もちろん、審査官一人で全てを担うのではなく、法律・会計の専門家や、様々な知識・経験・考え方をを持った職員と、一つのチームで事件を仕上げていきます。



PRIVATE

中高生の子どもたちがいますので、休日は子どもたちの部活の試合の応援に行くほか、身体を動かすのが好きなので、ジムに行ったりバスケをしたりしています。また、仕事後や休日は、都合がつけば友人らと一緒にお酒を飲みに行き、楽しい時間を過ごしています。



審査業務を 確実に遂行するための 入念な下準備

町田 星哉 *Machida Seiya*

審査局 課徴金減免管理官審査専門官
[平成31年4月入局]

立入検査などの証拠収集活動は、行政処分を行うための重要プロセスであり、若手審査官や係員にはその証拠収集活動を滞りなく遂行する役割が求められます。例えば、事件審査の初期段階では立入検査を行う準備を任せられることがあります。通常、立入検査は、違反被疑行為を行っている複数の企業に一齐に行いますので、多くの職員が派遣されます。また、証拠物の留置には、パソコンや段ボールなどの物資が大量に必要となりますので、物資の調達や運搬も必要です。そのため、立入検査の準備段階では、多くの職員が迅速かつ正確に行動できるようにスケジュールを組み、必要な物資を過不足なく検査先に分配する計画を立てる必要があります。検査当日の流れに不備があった場合、初動の証拠収集に支障をきたしてしまいますので、若手審査官や係員は検査先の規模や検査先近辺の交通状況などの情報を収集し、入念な下準備を行います。



やりがいを強く実感できるところが、 審査業務の一番の魅力

審査業務は、どんな業務もチームやペアで行い、上司や先輩の仕事ぶりを横目で見ながら学ぶことから始まります。私の場合は、ビジネスマナーから独占禁止法の専門的な知識などの多くを上司や先輩から教えてもらいました。また、気付きや疑問を上司や先輩に問うことで理解も深まりました。手続き面では、法令や規則に基づいた書面作成の機会も多く、審査局が開催する研修で



学ぶことができます。

審査業務の一番の魅力は、入念な準備を重ねて目標を達成できたときにやりがいを強く実感できることです。一人の供述人に対して、事情聴取は数日間だけということもありますが、事情聴取前には、証拠整理や業界調査などを綿密に行い、聞き出したいことを精査し、事情聴取に臨み供述調書を作成します。1年以上の審査を行う事件の中で見れば僅かな期間の出来事ですが、自身の作成した供述調書が事件審査の一助になると思うと達成感を得ることができます。

公正取引委員会では様々な業務に挑戦することができます。時には失敗もありますが、恐れずに挑戦することでバージョンアップできる職場です。競争政策に興味のある方、是非一緒に働きましょう！

PRIVATE

天気のいい休日はサイクリングをしてリフレッシュしています。自宅近くのサイクリングロードを気ままに走ることもありますし、ご飯屋さんやカフェを目指して少し長い距離を走ることもあります。





親事業者と 下請事業者の取引を 公正な取引へ改善する

西片 一衛 *Nishikata Kazuei*

取引部 下請取引調査室下請取引検査官
[平成17年4月入局]

者からのヒアリングを行い、取引の実態を解明します。取引の中で、下請法に違反する行為が行われていた場合は、行政指導を行い、取引の改善を行ってまいります。

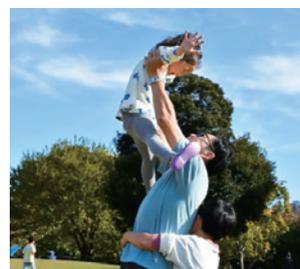
下請事業者の利益を保護する ことにやりがいを感じる

下請法に違反した事業者に対しては、行政指導により取引の改善を行ってまいります。中には指導に従わない、下請法の趣旨を理解してくれない事業者も存在します。そんな事業者に対して、下請法の重要性を丁寧に説明し、違反行為の取りやめを行っていただいた際には、多くの下請事業者が救われるので、大きな達成感を得ることができます。違反の程度が大きい事案については、違反行為の概要と違反行為者の企業名を公表しますが、ニュースや新聞などで大きく取り上げられるので、私が行った調査の重要性を再認識させられます。また、下請事業者へのヒアリングにおいて、「公取のおかげで親事業者との取引がしやすくなった」などの声を頂くと、私の仕事が世間の役に立っていることが実感できます。

公正取引委員会は、中央省庁としては人数も少なく小さな役所ですが、業務は多岐にわたるため、いろいろな業務を経験することができます。また、独占禁止法、下請法を問わず、多種多様な業種の方から話を聞き、その業界のことを調査するので、様々な業界の知識を得られ、貴重な経験が数多くできる魅力的な職場だと思います。



業務が多忙な時期は、休日は家族と過ごす貴重な時間なので、家族で公園に出掛けたり、皆でテレビゲームをして、なるべく家族と一緒に過ごすようにしています。また、子どもたちが寝てからの妻との晩酌の時間は、一日の終わりに欠かせません。



下請法（下請代金支払遅延等防止法）は、中小企業である下請事業者が、発注者である親事業者から「決まった日までに代金を支払ってもらえない」、「決まった代金から減額される」、「価格の交渉なく不当に安い価格で取引を強いられる」などの不当な行為を禁止する法律です。私が所属する下請取引調査室は、この下請法の執行を行っています。当室では、

- 被害を受けている下請事業者からの被害情報の受付
- 親事業者、下請事業者に対するインターネットによる取引内容のアンケート調査
- 違反が疑われる親事業者に対する調査、指導

など、幅広い業務を担当しています。私は、この中で「違反が疑われる親事業者に対する調査、指導」を担当しています。具体的には、親事業者の会社に赴き、下請事業者との取引内容を示す資料の確認や、発注担当者等からヒアリングを行ったり、また、下請事業



企業結合審査により、 自由な競争が 妨げられることを防ぐ

堀端 理恵 *Horibata Rie*

経済取引局 企業結合課企業結合調査官
[平成21年4月入局]



独占禁止法上、事業者は一定の規模の合併や株式保有といった企業結合を行う際、事前に公正取引委員会に届出を行う必要があります。企業結合課は、事業者から届出があった企業結合について、その企業結合によって競争が実質的に制限されることにならないか、といった観点から審査を行っています。

2023年度における公正取引委員会への企業結合審査の届出は345件（過去2番目に多い届出）となりました。こうした届出に対しては受理をしてから30日以内に、一次審査で問題なしとして終了するか、二次審査に進めてより慎重に審査をするのかを判断する必要があり、限られた期間内に多数の届出を審査しなければなりません。

ただし、この期間内でどのようなペースで審査を進めるか、という部分では裁量の余地が大きいため、子育てや介護をしながらでも、フレックスやテレワークの制度を活用して勤務する職員が私自身含め一定数おり、フレキシブルな働き方がしやすい部署だと思います。



様々な業種の方々と接する 刺激と経験

公正取引委員会働く魅力は、業種横断的な法執行を担うことができることと、若いうちから責任ある仕事を任されることが多いことです。例えば、私が所属する企業結合課では、担当する業種ごとにチームが分かれており、大型案件は複数人で担当しますが、その他の案件は係員であっても、上司や同僚のフォロー

を受けながら一人で担当します。スケジュールを立て、事業者やその代理人とやり取りをして審査に必要な情報収集と評価までを任せられます。そのため、事業者同士ならば自分の役職だと本来は関わらない方（代表取締役や担当部長など）が相手となることもあり、業種を問わずに各業界に精通した方々から話を聞くことができることは、非常に刺激的な経験だと感じています。

自由な競争が妨げられたり、不正な競争手段が用いられたりすれば、企業による創意工夫はなくなり、イノベーションも生まれず経済は停滞してしまいます。ひいては一消費者である自分たち自身の利益が損なわれてしまいます。

公正かつ自由な「競争」を守るための「市場の番人」、それが公正取引委員会です。少しでも興味を持ってくださったあなたと一緒に働ける日を楽しみにしています。

PRIVATE

独身時代は、仕事後に皇居をランニングしたり、旅行を兼ねて各地のマラソン大会に遠征していました。今は仕事と育児に追われ、ゆとりがなくなっているため、趣味の時間を作るようにしています。平日は子どもが寝た後に絵を描いたり、夫と動画を観たりゲームをしたりといった時間を設けています。また、休日は比較的近場の房総に週末プチ旅行をしたり、友人と遊んだりして充電しています。



法執行と政策立案が築く 公正な未来

鈴木 健太 *Suzuki Kenta*

取引部 取引企画課相談指導室長
[平成15年4月入局]

Career

平成15年4月 経済取引局取引部取引企画課
平成16年7月 審査局第三審査
平成17年10月 経済取引局取引部消費者取引課
景品表示監視室企画調整係長
平成18年7月 人事院 長期在外研究員(米国)
平成20年7月 官房総務課総務係長
平成21年7月 経済取引局調整課長補佐(調整担当)(心得)
平成22年7月 経済取引局調整課長補佐(調整担当)
平成23年7月 審査局管理企画課企画室長補佐(企画調整担当)
平成25年6月 外務省 欧州連合日本政府代表部(在ベルギー)
平成28年6月 官房国際課長補佐(総括担当)
平成29年7月 経済取引局企業結合課長補佐(総括担当)
令和2年7月 経済取引局総務課調整官
令和3年4月 経済取引局企業結合課上席企業結合調査官
令和5年11月 経済取引局調整課企画官
令和6年7月 経済取引局取引部取引企画課相談指導室長
9月 経済取引局総務課チーフ・グリーン・オフィサー兼任

法執行が直面する限界を補う政策立案の重要性

「公正かつ自由な競争」を確保し、消費者の利益を守るためには何が必要でしょうか。まず、違反行為を摘発する「法執行」を思いつくと思います。厳正な法執行が公正取引委員会の職務の中心であることは間違いありません。しかし、法執行だけで十分でしょうか。法執行は、どうしても3つの限界に直面します。①まず、世の中には数多くの様々な独占禁止法に関する問題が生じてきますが、それらの全てを法執行によって解決していくことは困難です。②また、違反行為が行われた後で法執行により対応するよりも、違反行為が行われることを未然に防止することができれば、その方が望ましいと考えられます。③そして、グロー

バル化やデジタル化といった市場の状況や企業の活動の変化に対応して、法執行に関する制度や手法を変えていく必要もあります。

こうした法執行の限界に対応するためには、「政策立案」が重要となります。政策立案業務の具体的な中身は様々ですが、例えば、市場における取引実態の調査、企業からの事前相談への対応、独占禁止法に関するガイドラインの策定、独占禁止法の改正や新規立法の検討、そして、海外の競争当局との国際協力といったものが挙げられます。これらにより、法執行の限界を補うことが可能です。①まず、市場における取引実態の調査を



行い、独占禁止法に関する問題を発見し、改善に向けた指摘を行うことにより、業界全体に対して対応を促すことができます。②また、企業からの事前相談に対応するとともに、独占禁止法に関する考え方を説明するガイドラインを策定し、これを周知することにより、将来の違反行為を未然に防止することができます。③そして、法改正や新規立法を検討したり、海外の競争当局との経験共有を行ったりすることにより、変化に対応した新たな制度や審査手法を導入することができます。

このように、政策立案業務は、法執行の限界を超えて、独占禁止法の目的を実現するために、不可欠なものといえます。

法執行と政策立案の両方を積極的に進めることが重要

私自身、これまで、公正取引委員会の様々な部署で政策立案業務に関わってきました。

デジタル市場企画調査室では、デジタル広告分野の取引実態調査を担当しました。インターネットを利用する際に目にする広告（デジタル広告）の取引について、事業者へのアンケート調査やヒアリング調査の結果、契約内容の一方的な変更など、取引実態に関して様々な問題指摘があったことを踏まえ、GoogleやMeta (Facebook) などのデジタル・プラットフォーム事業者との議論を重ねた上で調査結果を公表しました。また、調査結果を踏まえ、デジタル広告分野の取引について、追加的な法規制の必要性に関する政府全体の議論に参加しました。

調整課では、グリーンガイドラインと呼ばれる「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の策定と改定を担当しました。グリーンガイドラインは、カーボンニュートラルに向けた企業の取組を後押しするため、独占禁止法の考え方を明確化したものです。これにより、違反行為の未然防止を図りつつ、気候変動問題に対応する企業の取組を後押しするための取組を行いました。また、こうした業務経験を踏まえ、新たに公正取引委員会に設置された「チーフ・グリーン・オフィサー」に就任し、気候変動問題と独占禁止法に関する国内外の動きを調べるとともに、公正取引委員会の取組について国際会議で発信するといった仕事も行っていきます。

これらの業務のほかにも、国際課では、1年の間に、アメリカ、中国、韓国、ベルギー、フランス、ポルトガル、シンガポールと世界を回り、海外の競争当局との意見交換や経験共有を通じた協力関係の強化に努めました。そして、現在所属している相談指導室では、企業からの独占禁止法に関する事前相談に対応し、違反行為を未然防止するための業務を担当しています。



変化と可能性に満ちた仕事を一緒に

公正取引委員会における仕事は、法執行と政策立案の両方を積極的に進めることが重要です。公正取引委員会には、みなさんが想像する以上に様々な仕事があり、また、これからも新しい仕事がどんどん出てきます。変化と可能性に満ちた仕事をみなさんと一緒にできる日を楽しみにしています。



変化する時代に応じた 公正な取引のルール作りに 携わるやりがい

大坪 史典 *Otsubo Fuminori*

取引部 企業取引課長補佐
[平成14年4月入局]

取引の公正化の基礎的なルール作りに携わることに非常に意義を感じ、やりがいがあります。

法執行とルールメイクの 両方の業務を経験できる魅力

公正取引委員会のイメージとしては、多くの方が独占禁止法違反事件の審査に代表される法執行業務を思い浮かべるのではないかと思います。過去に行われた行為について、収集した証拠物を精査し、関係者の供述、周辺の情報等を合わせて、一つ一つ紐解くようにして事実を明らかにしていく事件審査の仕事は、苦勞と共に特にのめり込むようなやりがいを感じられるものです。

一方で、新しい課題に対応するために、法律の制定・改正に向けた取組やガイドライン策定といった業務にも携わることもありますが、こうした業務にも法執行の業務で得た知見が活かしてくるなど、法執行とルールメイクの両方の業務を、関連性をもって経験できるのは公正取引委員会で働く上での大きな魅力です。

公正取引委員会は、中央省庁の中では比較的コンパクトな組織ですが、自分の行ったことが目に見える形で業務に反映されやすく、長期間働いてもモチベーションを保ちやすい職場だと思います。気になった方は是非一度官庁訪問などで職員の話聞いてみてください。皆様と一緒に働ける日が来るのを楽しみにしています。

独占禁止法で禁止されている不正な取引方法のうち、優越的地位の濫用や下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、いずれも取引上の地位を利用して取引相手に不当に不利益を与える行為を規制するものです。

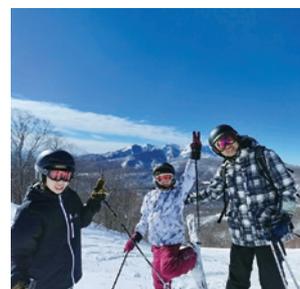
企業取引課では、これらの規制について、事業者の方などからの相談を受けて解釈をお示しするほか、必要に応じて実態調査を実施し、既存の取引慣行の問題点等を明らかにした上で、ガイドラインなどで法律上の考え方や運用の方針を明確にすることで違反行為の未然防止を図っています。

また、技術の進展や経済環境の変化により商慣習は時代と共に変化しているため、変化に応じた法律の改正が必要になることもあります。その場合は、多くの関係者の方々から意見を伺い、様々な角度から適切な規制の在り方を追求していくことになります。決して楽な仕事ではありませんが、今後の我が国の



PRIVATE

休日の趣味は登山、キャンプ、ジョギング、スキーなどアウトドアものが多いのですが、最近はお子と一緒にゲームに熱中したり、アニメを視聴したりしています。家族と過ごす時間を大切にしつつ、ストレス解消にもなるので大変おすすめです。



競争政策の運営基盤の強化のため研究者・実務家と共同して活動

関根 真紀子 *Sekine Makiko*

官房参事官補佐
[平成15年4月入局]

競争政策研究センター(Competition Policy Research Center: CPRC)では、独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するため、外部の独占禁止法や経済学の研究者や実務家に参画していただき、研究者、実務家、公正取引委員会職員の3者が共同して活動しています。

CPRCでは、競争政策上の先端的な課題に関する論考(ディスカッションペーパー)の執筆・公表等の研究活動を行うほか、国内外の研究者、実務家、規制当局担当者等を招いて講演やディスカッションを行う一般公開のシンポジウムを開催しています。さらに、競争政策上の将来の研究課題を発掘するために、企業の方や研究者、実務家の方によるCPRC内部向けの講演会も定期的で開催しています。私は、CPRCの事務局として、ディスカッションペーパー等の研究活動のサポートや、シンポジウムや定期的な講演会の企画・立案・運営などを行っています。



常に新しいことにチャレンジできることが一番のやりがい

入局して21年が経ちますが、独占禁止法の審査業務や相談業務、企業結合審査、下請法関係業務、政策評価等、様々な業務を経験し、異動の度に様々な業界について学んできました。

現在のCPRCの業務では、公正取引委員会の法執行からは少し離れ、学問としての独占禁止法や競争政策に触れています。研究活動や各種イベントでは、国内外の独占禁止法や経済学の研究



者の先生方や実務家の方々と接する機会もあり、他課とは異なる経験ができます。様々な業務に携わり、その度に新しいことを学ぶことは大変ですが、常に自分の成長を感じることができます。

公正取引委員会では、ずっと同じ業務に携わることはなく、様々な業務を経験します。広い視野を持ち、学び続ける必要がありますが、常に新鮮な気持ちで働くことができます。多くのことを経験してみたいという方はもちろんですが、まだやりたいことが定まらない方も、いろいろな経験をする中で、自分自身のやりたいことが見つかると思います。公正取引委員会に少しでも興味を持っていただけたのであれば、人事課のイベントやCPRCの公開イベントを是非、覗いてみてください。

PRIVATE

休日は、家族と一緒に過ごす時間を大切にしています。平日に子どもと一緒にいられる時間が少ない分、休日はできる限り多くの時間を一緒に過ごしたいと思っており、近所の公園から、少し足を延ばして海や山など、できる限り外に出て、目一杯遊ぶようにしています。





新しい法律を担当し 政策立案と法執行の 両面に関わる

松田 渉 *Matsuda Wataru*

取引部 フリーランス取引適正化室長補佐
[平成21年4月入局]

令和6年11月に法律が施行され、政策立案に加えて法執行も本格的に動き始めましたが、新しい法律ということもあり、日々頭を悩ませながら業務に取り組んでいます。

幅広い分野の様々な問題に対し 常に新鮮な気持ちで臨む

競争政策を所管する公正取引委員会では、特定の業界や分野に限られることなく、幅広い分野を対象に仕事をすることができ、興味や関心が尽きません。私が今担当しているフリーランス・事業者間取引適正化等法も、あらゆる分野のフリーランスの方を対象とした法律であり、異なる分野の様々な問題にどのように対処していくのか、常に新鮮な気持ちで臨んでいます。また、フリーランス取引適正化室では、立案した政策を法執行の場面で実践し、そのフィードバックを次の政策立案に活かしていくというダイナミックな動きを経験してきましたが、これは正に政策立案と法執行の両面を担う公正取引委員会自体の魅力でもあります。

新しくできたフリーランス・事業者間取引適正化等法に象徴されるように、公正取引委員会に求められる役割は常に広がり続けています。関心を持たれた方は、是非、公正取引委員会に足を運んでみてもらえればと思います。

私が所属しているフリーランス取引適正化室は、令和5年にできたばかりの新しい法律、フリーランス・事業者間取引適正化等法を担当するために新しく設置されました。そのため、フリーランス取引適正化室は、関係する政令やガイドラインの策定、フリーランスの方や発注事業者から日々寄せられる相談への対応、新しくできたこの法律の周知広報といった政策立案面の業務に加えて、法律に違反する事件の調査業務といった法執行面の業務まで、この法律に関するあらゆる業務を一手に担っており、政策立案と法執行の両面に関わる公正取引委員会の中でも珍しい部署です。



PRIVATE

育児を妻と分担して、平日は子どもの朝の支度や保育園への送りを担当しています。子どもと一緒に過ごす時間は忙しくもホッとできる時間です。休日は、一緒に公園に行ったり絵本を読んだりして、できるだけ子どもとの時間を大切にしています。



各国の競争当局と連携して 共通の課題に取り組む

岩宮 未来 *Iwamiya Miku*

官房 国際課国際経済係長
[平成24年4月入局]

経済活動のグローバル化に伴い、競争政策に関して各国共通の課題が生じており、各国競争当局と連携しての対応が求められています。国際課では、ICN(国際競争ネットワーク)、OECD、G7等の国際会議における競争政策に関する議論や、各国競争当局との定期的な意見交換、二国間協定の締結の推進、開発途上国の競争当局に対する技術支援等の業務を行っています。

私は、世界最大の競争当局のネットワークであり、現在約130の国・地域から約140の競争当局が参加するICNに係る業務を担当しています。主に、定期的で開催される各国競争当局の担当者とのWeb会議への出席、当局担当者とのメール等でのやり取り、年に一度開催されるICNの年次総会(次回は2025年5月に英国・エディンバラにて開催予定)へ向けての準備等を行っています。



海外の方との交流で得られた 貴重な経験

これまで公正取引委員会で働いてきて感じるのは、面白くやりがいがあり、かつ責任のある仕事ができるということです。例えば国際課での海外出張において、国際会議の場で、公正取引委員会の活動を英語で紹介したり、海外の方と交流したりする機会がありました。公正取引委員会を代表する立場での発言の際は非常に緊張しましたが、終わった後は達成感を得られ、かつ、日本では出会うことができない様々な方と交流することができ、



自身の視野を広げる貴重な経験ができました。

また、技術支援に関する開発途上国向けの研修では、研修の講師として英語でプレゼンを行う機会がありました。その際も大変緊張したものの、研修生の方とのやり取りを含めて新たな視点の気づき等があり、大変有意義でした。

公正取引委員会では、非常にやりがいのある面白い仕事ができます。また、フレックスタイム制、テレワーク制度が積極的に活用されていますので、日々の業務と子供の育児との両立がしやすく、柔軟に長く働き続けることができる環境が整っている職場だと思います。学生のみなさんには、是非、公正取引委員会を選択肢の一つとしていただければ嬉しいです。

PRIVATE

平日は、終業後の子供の保育園のお迎え等によって日々忙しくしていることから、休日は、公園や博物館、時にはキャンプや旅行に出かけ、家族の時間を持つように努めています。また、スキマ時間を利用して週に1回程度ジムに通ったりと、リフレッシュをするように心がけています。





業界の実態に沿って 独占禁止法の考え方を伝える

小林 暁 *Kobayashi Satoru*

取引部 取引調査室長補佐
[平成11年10月入局]

専門知識のない未知の分野に ついて勉強する日々

公正取引委員会の最大の魅力は、競争政策というレンズを通して、様々な分野の業界の事業者や専門家の方々と接点を持つことができる点にあると感じています。私が入局した当時(もう20数年前になりますが)、公正取引委員会といえば独占禁止法に違反している疑いのある事業者等を対象に審査を行う、いわゆる法執行部門にスポットが当たっているという印象でした。ここ最近では、法執行とアドボカシーを車の両輪と位置づけるようになって、ますます公正取引委員会の活躍する場が広がってきていると感じています。私も審査業務のほか、これまでに、実態調査業務、人事業務、相談対応業務など様々な業務に従事する機会がありました。新聞報道等でも公正取引委員会の業務が取り扱われる機会は増えており、今後も想定していなかった様々な分野で仕事ができることを楽しみにしています。また、競争政策という大きな太い軸があることから、日々の業務もぶれずに腰を据えて取り組むことができる点も公正取引委員会の魅力です。業務を通じて競争政策について知見が溜まり、それを次の仕事にも活かすことができる点が面白いと感じています。公正取引委員会の業務はイメージするのが難しいと思いますので、説明会等で職員の話積極的に聞いてみてください。皆様と共に働ける日を楽しみにしています！

PRIVATE

休日には家族と公園に行くなどして、仕事の事は忘れてリフレッシュをしています。心身ともに長く健康で働くために、また業務で新しい発想をするためには、金曜日に職場を出たら仕事の事は綺麗さっぱり忘れてしまう、休みの日にしっかり休むということはとても大切であると感じています。公正取引委員会はテレワーク等の制度も大変充実しており、家庭を大切にしながら仕事で活躍できる環境が整っています。



私が所属している取引調査室は、様々な業界の流通実態や取引慣行などの取引の実態を競争政策の観点から調査し、問題点の指摘や提言等を行っています。実態調査は、取り扱う分野が多岐にわたっています。これまでに取引調査室で実施してきた実態調査のほんの一部を御紹介すると、ペットの取引(H20)、アニメーション産業(H21)、公立中学校における制服(H29)、使用済みペットボトルリサイクル(R5)、実演家と芸能事務所等(R6)などであり、これだけを見ても多種多様なテーマに取り上げていることを分かっていただけたと思います。公正取引委員会にはこれらの業界の専門家がいないわけではありませので、調査開始時には専門知識が全くない状態でスタートすることがほとんどです。そこから書籍等で業界の基本情報を頭に入れ、様々な分野の専門家のお話を聞き、独占禁止法の考え方に落とし込んで具体的な提言等を考えていくという作業は骨が折れることもあります。その分、調査した結果を調査報告書という形で公表し、業界それぞれの立場から見た独占禁止法の考え方を伝える実態調査という仕事は、達成感も大きく魅力的なものだと感じています。



あらかじめ、行政機関と 調整・協議を重ねて 問題を回避する

五十嵐 麻美 *Igarashi Asami*

経済取引局 調整課調査専門官
[平成29年4月入局]



公正取引委員会と聞いたとき、きっと多くの人は独占禁止法などの違反の摘発をイメージするのではないのでしょうか。しかし、実は公正取引委員会では、独占禁止法などの違反を摘発する法執行業務のほか、競争環境を整備するための働きかけを行う政策立案業務も行っています。

調整課では、省庁・自治体といった行政機関が法令を制定・改正したり、政策的に何らかの施策を実施するときに、その法令や施策が独占禁止法上の問題を惹起したり、公正かつ自由な競争を阻害したりすることがないように、行政機関とあらかじめ調整・協議を行っています。

このほか、政府規制に関連する分野について、実態調査を行い競争環境を整備するための提言を行ったり、独占禁止法違反を予防するためのガイドラインを策定したりしています。



性質や商流、制度の成り立ちや背景、業界の慣例や利害関係などについてよく下調べする必要がありますが、馴染みのない分野を調べることに苦労することもあります。その反面、普段の生活ではなかなか触れることのない業界・業種に触れ、身近な商品・サービスについて意外と知らなかった商流や商慣習を知るきっかけにもなり、いつも新鮮な驚きや楽しさがあります。

独占禁止法や競争政策と聞くと何だか難しそうに聞こえますが、公正取引委員会の使命は、事業者の創意工夫や経営努力が報われるようにすること、消費者が多様な商品・サービスからより安く、より良いものを選択できるようにすることです。少しでも公正取引委員会に興味を持たれた方は、是非一度、説明会や官庁訪問に足を運んでみてください。

PRIVATE

普段の生活では触れない分野で 学ぶ新鮮な驚き

審査局が行う法執行業務では、競争秩序の回復のために事後的に事業者の違反を摘発する場面が多い一方で、調整課が行う政策立案業務では、競争環境を整備するため、あらかじめ行政機関等に働きかける場面が多く、どちらもまた違ったやりがいがある仕事だと感じています。

法令や施策について行政調整を行うときや、実態調査を通じて競争政策上の提言を行うときには、関係する商品・サービスの

学生時代から登山が趣味で、今でも休日はよく登山に行きます。最近は、土日や夏季休暇に続けて年次休暇を取得することが推奨されているため、遠方の山にも足を伸ばしやすく、次はどの山に登ろうかと計画を立てるのも日頃の楽しみの一つです。



今後は、デジタル分野の知識習得に加え、 海外とのさらなる連携強化が必要になる



デジタル市場企画調査室 法制班
下段中央に座っているのが稲葉僚太 室長です。

デジタル市場企画調査室が行う二つの柱

近年では、IT企業により多数のイノベーションが創出され、多大な便益が提供される一方で、巨大IT企業による競争上の懸念も生じており、公正取引委員会を始めとした各国の競争当局には、デジタル分野での公正かつ自由な競争を確保し、イノベーションの火を絶やさない貢献が求められています。こうした中で、令和に入り新設されたデジタル市場企画調査室は、デジタル分野における公正かつ自由な競争の促進を図るべく、デジタル分野に関する競争政策の企画・立案を一手に担っています。

一つめの柱としては、デジタル分野における市場の実態を把握し、競争政策上の論点を明らかにする実態調査があります。デジタル広告、クラウドサービス、ニュース配信、動画配信サービスとその対象市場は多岐にわたり、独占禁止法に違反するおそれのある行為を未然に防止する観点からの注意喚起や、新たな制度の整備に向けた提言等を行っています。令和5年2月に公表した「モバイルOS等に関する実態調査報告書」では、モバイルOSやアプリストアの市場は十分な競争圧力が働かず、寡占市場となっていると指摘しました。直近では、令和6年10月に生成AIに関するディスカッションペーパーを公表し、情報・意見を募集して、変化が速く成長著しい生成AI関連市場の実態を把握すべく調査を行っています。

二つめの柱としては、このような実態調査の結果等を踏まえ、

更なる対応が必要だと判断した場合の新法制定も視野に入れた政策立案が挙げられます。「モバイルOS等に関する実態調査報告書」において、競争を活発化させるための対応等が必要であるとの提言を行った後、更なる競争評価を実施し、少数の有力な事業者による寡占市場における競争制限的な行為の解決には、独禁法を補完する新たな規制が必要であるとの政策を示し、令和6年通常国会にスマホソフトウェア競争促進法案を提出し、成立しました。現在は、令和7年末頃を予定している同法の全面施行に向けた準備を進めており、施行後は政策立案に加えて同法の執行についても担うこととなります。

新しい法律を作り上げるために

スマホソフトウェア競争促進法は、公正取引委員会にとって、単独法案としては約60年ぶりの新法であり、一から法案を作り上げる作業は困難の連続で、例えば、「アプリストア」や「ブラウザ」といったデジタル分野に多いカタカナ用語を法令用語としてどう表現するか、更には効果的に競争を回復し、新規参入やアプリの開発等を通じた新たなサービスの提供等を促進するにはどういった規定にすべきか、粘り強く何度も内閣法制局の審査に臨みました。また、手続規定に関しても、排除措置命令や課徴金納付命令といった強力な行政処分を規定することから、独禁法と同様の重厚な規定を置く必要があり、独禁法の規定の必要性を一から紐解いていく作業は、まさに第2の



デジタル市場企画調査室 総括班

左から4番目の方は、ダニエル フランシスさん(ニューヨーク大学法学部 Assistant Professor (元FTC競争局次長))です。

独禁法の立法を行っているようでした。

法律の成立後も、法律の委任を受けた政令や公正取引委員会規則の立案や、公正取引委員会の執行方針を示すガイドラインの検討などの施行準備を進めており、気の抜けない日々が続いています。

巨大IT企業に対抗するには、 海外の競争当局との連携が不可欠

海外のデジタル分野に対する規律としては、欧州委員会のDMA (Digital Market Act)や英国のDMCCA (Digital Markets, Competition and Consumers Act)などがあり、グローバルにビジネスを展開する巨大IT企業に対抗するためには、各国の競争当局との連携が不可欠です。加えて、G7競争サミットでは「デジタル市場における競争の促進」が発足当初から主要議題として取り上げられ、令和6年には「生成AI」を中心とした議論がなされるなど、世界的な注目を受けています。こうした最先端の議論に参加し、デジタル分野の競争環境を確保する取組に携わる機会が貴重であり、競争政策のパイオニアとしての役割を実感できる、充実した日々を送っています。

常に最新の知識習得が必要

国際的な連携強化の観点から、当室では海外当局とのミーティングを定期的に行っており、令和7年1月には海外当局や有識者、巨大IT企業の幹部を東京に招いた国際フォーラムを開催し、デジタル分野の事前規制に関する議論の深化と各国の連携強化を図りました。

また、デジタル分野の的確な実態調査やスマホソフトウェア競争法の迅速かつ実効的な運用のためには、デジタル分野の高度かつ最新の知識が必要となります。当室では、公取委職員を対象にデジタル市場に関する勉強会を開催し、知識のアップデートを図っているほか、専門スキルのある民間人材をデジタルアナリスト(非常勤の国家公務員)として採用し、彼らとも協働しながら、巨大IT企業と対峙していています。

当室が日々向き合っているのは、公正取引委員会の業務の中で最もダイナミックに進歩し続ける分野であり、今後も、時代に合ったより良い競争政策を追求していきます。



デジタル市場企画調査室 実態調査班

下段中央に座っているのが久保田卓哉 企画官です。





海外で活躍する職員と業務紹介

From アメリカ合衆国 / 国際派遣

外交の街：ワシントンDCで世界各国の人々と交流し、貴重な経験を積む

高橋 理人 *Takahashi Masato*

在アメリカ合衆国日本国大使館 [平成22年4月入局]



司法省及び連邦取引委員会の動向や情報を発信する

現在、私は、在米日本国大使館で勤務しています。米国は世界で最初に競争法を制定した国であり、司法省及び連邦取引委員会という二つの連邦政府機関並びに各州の司法省がそれぞれ競争法を執行しています。2021年に始まったバイデン政権以降、その執行は特に活発になったと言われていますが、そのような中、司法省及び連邦取引委員会においては、日々、様々な事件や合併審査を取り扱うとともにガイドラインの制定・改正も積極的に行われており、その動向・情報を収集・発信するなどの業務を行っています。そのためには、2025年1月から始まったトランプ政権下での反トラスト当局（独占禁止法遵守の監視機関）との人脈構築が求められるところです。

また、現在の強固な日米関係の下、例えば、2024年4月の岸田前総理の国賓待遇での米国訪問など、政府高官の往来も活発になっており、訪問国での我が国代表団の円滑な任務遂行のサポートも大使館員として重要な業務です。

ワシントンDCは、異文化交流も盛ん

在米日本国大使館があるワシントンDCの街を一言で表すと「外交の街」という表現が最適です。各国大使館の外交官、国際機関のスタッフ、多国籍企業の代理人を行う弁護士などバックグラウンドは様々ですが、総じて、異文化交流に寛容・積極的であると感じます。そのため、競争法関係等のレセプションで偶然知り合った人であっても、その後、時にはランチを一緒にしたり、時には競争法の議論を行ったりと人の輪が日々広がっていくことは魅力的です。

また、2025年1月からトランプ政権が始まりましたが、政権交代による政策変更の動きは競争政策にも及ぶことが見込まれ、新たな競争当局の体制の下、今後、4年間でどのような政策・執行が行われるのかという点も興味が尽きません。

対面の交流で信頼関係を醸成する

ワシントンDCは世界一の経済規模を誇る米国の首都ですが、ホワイトハウスから車で15分程度郊外に走れば、広大な森が広がる自然豊かな場所であり、精神的な豊かさを感じることができます。また、現代社会ではインターネットやWeb会議システムを使えば容易に世界中の情報が得られ、簡単に世界中の人と交流できますが、信頼関係の醸成に関しては対面に変えることはできず、その関係により得られる情報も少なからずあると思います。在外公館で働くことで、このようなことを肌で感じることができるのは貴重な機会だと感じます。





地方機関職員による業務紹介

From 近畿中国四国 / 経済取引指導官

不明点を気軽に聞きやすい環境で
経済取引指導官としてのやりがいを感じる

奥居 孝士 Okui Takashi

近畿中国四国事務所 経済取引指導官 [平成14年10月入局]



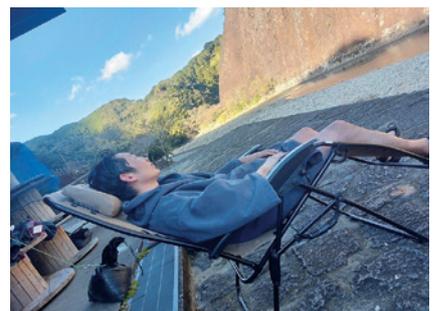
近畿中国四国事務所の経済取引指導官の業務について

私は、経済系の業務全般のマネジメントのほか、経済取引指導官として、企業の株式取得や事業譲渡、合併などの企業結合に関する計画の届出を受理し、競争の制限にならないかの審査や、近畿事務所管内の自治体・企業や事業者団体から今後の実施行為が独占禁止法に違反しないかの相談対応、また、国や地方公共団体等の職員に対して官製談合防止法の啓発を目的とした説明会などを行っています。本局では、経済取引局総務課、調整課、企業結合課、取引部の一部の業務に該当すると思います。

企業結合の審査や企業等からの独占禁止法に関する相談対応については、前例のないものが時代に応じた考え方を検討しなければならない場合もあり、本局の担当課に確認しながら、日々の業務を行っています。

近畿中国四国事務所の雰囲気は

地方事務所多くの部署では、本局と異なり、相談対応の業務と調査業務を同じ部署の職員が行っており、両面の業務を同時に経験できます。初めは分からないことだらけですが、心配はいりません。近畿事務所は、周囲の職員との距離が近く、聞きやすい雰囲気があります。また、若手にも責任のある業務を任されるため、日々の業務を通じて成長できる実感があります。案件が立て込むと残業もありますが、最近はテレワークの導入も進み、仕事のオンとオフが切り替えやすくなりました。たまに職場の仲間とバーベキューなどのイベントを一緒にすることもありますが、強制ではないので、私は参加したいときにだけ参加しています(笑)。基本的には一人を好むので、休暇は趣味の釣りやサウナでリフレッシュしています。



From 東北／総務課



なんでも屋の店主のように
幅広い業務を経験できる

八巻 憲司 Yamaki Kenji

東北事務所 総務課総務係長
[平成20年4月入局]



東北事務所総務課の業務について

東北事務所総務課は、所内の各種調整のほか、本局との窓口となって事務所の意見などを伝える総括業務を始め、庶務業務（必要物品の発注、勤怠管理等）、広報・広聴業務（学生に対する出前授業や各地域の有識者からの意見聴取と本局への報告、一般消費者や事業者の方からの相談対応等）、企業結合業務（株式所有や合併等に関する届出の受理等）など、多種多様な幅広い業務を行っています。そのため、総務課は事務所の「なんでも屋さん」と言っても過言ではないかもしれません。

幅広い業務を行う上で、事務所独自ではなくオール公取としての判断や行動を求められる部分が多々ありますので、常日頃から各業務の方針や処理の方向性について本局の関係課室と調整・確認を行いながら、日々、業務に取り組んでいます。

東北事務所の雰囲気は

東北事務所は東北6県を管轄する割には職員数が約20名と多くはなく、全ての課が一つのフロアにまとまっています。そのため、相談対応や法律の解釈で困ったことがあると、すぐに助け合えるような環境にあります。

また、各課の人数が限られていますので、出前授業や実地調査等の出張が重なってしまったときなどは、課の垣根を越えて協力するなど、事務所一丸となって対応しています。そのため、東北事務所では一つの課の仕事だけではなく、様々な課の業務を経験することができます。

最近では有志による所内イベントも再開しており、観光地である松島へ行って、蒸し牡蠣を食べる牡蠣小屋ツアーを始め、日本酒を嗜む会、ビアガーデン、所内旅行、野球観戦など、様々なイベントを行い、充実した日々を過ごしています。

From 中国／取引課



事件のきっかけが、
地方支所から始まることもある

能地 裕之 Nochi Hiroyuki

中国支所 取引課係長
[平成20年4月入局]



中国支所取引課の業務について

中国支所取引課では、消費者庁から委任を受け、過大景品や不当表示を規制する景品表示法に関する情報受付や調査業務があります。不当表示の事件は命令時に大きく報道されることも多いですが、事件のきっかけは、地方事務所で受け付けた「この表示はおかしいのではないか？」という消費者からの情報提供の場合もあります。最終的な判断は消費者庁が行いますが、適切な判断が行われるためにも受付の段階で必要な内容を聞き漏らさないようにすることが大切です。そのほか、本局の担当部署とも連携をして、独占禁止法の優越的地位の濫用に関する相談対応やフリーランス・事業者間取引適正化等法に関する業務もあり、私は主にフリーランス・事業者間取引適正化等法に関する業務を担当しています。フリーランス・事業者間取引適正化等法は令和6年11月から施行された新しい法律ですので、法律を共管する経済産業局や労働局とも協力しながら、普及啓発に取り組んでいます。

中国支所の雰囲気は

地方事務所・支所では、仕事と自分の生活との距離が近いと感じています。例えば、景品表示法の事件でみても、中国支所で最近取り扱ったものは、地域の学習塾や電力会社の料金表示の事件など、生活に身近なものが多いです。担当している仕事がどのように自分の生活に役立っているのかよく分かり、やりがいも感じやすいと思います。

また、地方事務所・支所では、単純に自宅から職場への距離という意味でも、本局と比べて距離に近い人が多いのではないのでしょうか。私も自宅から職場へは自転車で通える距離ですので、フレックスタイム制度も利用して子どもを登園させてから、自転車で快適に通勤しています。地方事務所・支所は、ワークライフバランスの面からも働きやすい環境にあると思います。

1 総務課

所内の調整業務を担当するとともに、独占禁止法・競争政策の普及・啓発のための広報を担当しており、公正取引委員会全体の施策や地方事務所・支所の活動についてPRに努めています。また、地方事務所・支所内の会計、物品調達・管理、研修、福利厚生業務を担当しています。なお、経済取引指導官が設置されていない地方事務所・支所においては、経済取引指導官の業務も担当しています。





これからの将来も下請事業者の利益を保護するために、人材を育てる

土居 敬司 *Doi Takashi*

四国支所 下請課長
[平成14年4月入局]



四国支所下請課の業務について

私は、四国支所下請課で下請課長として、課のマネジメントに加え、悪質な下請法違反事件の調査業務と違反行為の未然防止の広報活動の業務を担当しています。また、何事にも積極的に挑戦する人材を育てるべく、部下職員にも多くの業務経験を積ませることを心がけています。

一般的に、下請事業者から違反行為の情報が寄せられることは少ないため、日頃から情報収集を行い、下請法違反行為の探知に努めています。また、これまで商慣習とされていた行為でも下請事業者に不利益が生じているおそれがあれば、下請法の適用の可否を検討し、下請法違反があれば改善を要請し、下請事業者の不利益の解消に取り組んでいます。四国地区における下請法違反行為のうち悪質な案件、新規性のある案件などについては、本局の下請取引調査室と密に連絡を取り、情報を共有しながら慎重に調査を進めています。

四国支所の雰囲気は

四国支所は、非常勤職員も含め20名程度の小所帯ですが、以前と比べると20代から30代前半の若手職員の割合が増えています。勤務時間中には、相談の電話対応や業務の処理に関して議論する若手職員の声が事務所内によく響いています。また、勤務時間終了後には若手職員同士で飲み会を開催しているようです。

私は、お酒を飲むと疲れることに気づいたため、なるべく飲み会には参加しないようにしています。普段はパフォーマンスを維持できるよう規則正しい生活に努め、起床後、10km程度のランニングで「整えて」から出勤しています。早朝の澄んだ空気の中、ランニングすると仕事のアイデアが浮かんでくることがあります。



本局との協力関係を築き、一つの課で三つの法律を扱う

館石 晃大 *Tateishi Akihiro*

北海道事務所 取引課係長
[平成23年4月入局]



北海道事務所取引課の業務について

北海道事務所取引課では、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する業務、独占禁止法における優越的地位の濫用に関する相談対応や講師派遣などの普及啓発活動、消費者庁から委任を受け、景品表示法違反事件の調査業務を行っています。

私は現在、フリーランス・事業者間取引適正化等法違反事件に関する情報提供の受付や、違反が疑われる事業者に対する調査、事業者からの相談対応、事業者団体等への講師派遣も担当し、フリーランス・事業者間取引適正化等法の「何でも屋さん」をしています。

業務上、詳細な検討を行う場合などは、本局の関係課室に相談することになります。本局の多くの課室では、あらかじめ地方事務所向けの窓口担当者がいるため、やり取りはスムーズに行えます。一つの課で三つの法律を扱うのは、一見とても大変そうですが、本局との協力関係をガッチリ築くことができているので、滞りなく業務を進めることができます。

北海道事務所の雰囲気は

WLB(ワークライフバランス)が確立され、どの課でもテレワークやフレックスタイム制度の活用が当然のように行われています。年次休暇も取得しやすい環境が整備されています。私自身、子どもが生まれたときには、当時の上司や同僚の理解を得られ、1年間の育児休業を取得しましたし、現在も保育園の送迎のために、フレックスタイム制度を活用しながら業務を行っています。

北海道事務所には、大所帯の部署はなく、各部署に若手職員からベテラン職員までバランスよく人員が配置されています。若手職員は積極的に意見提案をしていますし、中堅・ベテランの職員はそうした意見提案を快く受け止めながら、各人で責任のある仕事を担当しています。

2 経済取引指導官

合併や株式所有などの企業結合についての届出等に基づいて、企業結合によって競争が制限されることとならないかなど、個別に審査し、競争が制限されることとなる場合には、合併内容の変更等の措置を講じさせています。また、中小企業等協同組合の届出の受理、業界団体の独占禁止法に関する相談の業務も担当しています。

3 取引課

不公正な取引方法に係る調査業務等を行っています。また、フリーランス・事業者間取引適正化等法の調査業務等を行っています。このほか、消費者庁との協力の下、景品表示法違反事件の調査業務等も担当しています。

From 九州／審査課



課内だけではなく、
他課、他の地方事務所や
本局とも協力

高西 大輝 *Takanishi Daiki*

九州事務所 第三審査課審査専門官
[平成30年4月入局]



九州事務所第三審査課の業務について

九州事務所第三審査課では、独占禁止法違反被疑行為の調査を担当しています。具体的には、事業者の行為が独占禁止法違反かを確認するために、関係者への立入検査や事情聴取、関係者に対して他者との取引に関連するデータの報告命令等を行っています。立入検査の準備や収集した証拠の精査等、地道な業務も多いですが、調査を行う上では重要な業務です。私も立入検査や事情聴取を担当し、初めて作成した供述調書に署名をもらったときは達成感を感じました。どの業務も大変でやることはたくさんありますが、第三審査課は職員が数名のため、皆で協力しながら、時には第一審査課や第二審査課等とも協力して調査を行っています。また、立入検査のような大人数が必要な業務では、本局や他の地方事務所から協力してもらうなど、全国の公正取引委員会職員とも連携しながら調査を行っています。

九州事務所の雰囲気は

九州事務所では、約30人で幅広い業務を担っているため、若手職員の頃から様々な業務を経験することができます。そのため、やりがいはあるものの、苦労することも多いです。それでも、九州事務所には忙しくても相談を聞いてくれる優しい先輩がいるので何とかできます。様々な経験を積んだ先輩方によると、辛い仕事もいつかは終わるし、同じような仕事を繰り返すうちに大したことはなかったと、思い出話にできるくらい強くなっていくそうなので安心して公正取引委員会を志望してください。

プライベートでは、いろんな趣味を楽しんでいる人が多いです。共通の趣味を持つ職員同士で、キャンプをしたり、登山をしたりと和気あいあいと遊んだりもしています。

From 中部／審査課



寄せられる情報が事件に
繋がることもあり、
緊張感を忘れずに業務を担当

奥田 華奈子 *Okuda Kanako*

中部事務所 第一審査課
[令和3年4月入局]



中部事務所第一審査課の業務について

中部事務所は愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、石川県、富山県の6県を管轄しています。第一審査課では、一般の方や事業者の方から日々寄せられる情報を受け付け、法律の考え方を説明したり、また、そうした情報が独占禁止法上問題となり得るかを検討し、調査をしたりする、言わば、法執行に関わる仕事をしています。独占禁止法違反事件処理の流れにあわせれば、職権探知や一般の方からの申告受付業務になります。

私自身も、調査依頼の受付と事業者に対する調査業務を行っており、違反の疑いがある事業者から話を聞くこともあります。受付をした情報が一つの事件に繋がることもあるため、緊張感を忘れずに業務に携わっています。

また、情報の処理や調査の方針に当たっては、本局の審査局に所属している担当部署と連携しながら進めています。

中部事務所の雰囲気は

本局では二つ以上の部署で担当している業務を、事務所ではぎゅっとまとめて一つの課が担当していることがあります。また、限られた人数で業務を遂行する必要があるため、若手のうちから様々な業務を経験できることは地方事務所ならではの魅力ではないでしょうか。実際に私は、総務課に所属していた入局1、2年目から、独占禁止法教室の講師を始め、独占禁止法に関する相談対応やヒアリングを何度か担当させていただきました。もちろん、私一人では未熟な点も多いので、上司や同僚にサポートしていただきながら、経験を積んでいます。

中部事務所は、40人ほどの職員が所属しています。事務所内は、人との壁がなく良い意味で砕けた雰囲気があるので、課の異なる上司や同僚にも気軽に相談ができます。

4 下請課

下請法違反を調査し、違反者に対しては勧告等により下請法違反行為をやめさせるとともに、減額した代金を支払わせるなどの措置を採っています。地方事務所・支所においても、書面調査により、積極的に下請法違反の発見に努めています。

5 審査課・第一～四審査課

独占禁止法違反についての申告の受付・独占禁止法違反の発見のための調査や独占禁止法違反被疑事件の審査をしています。地方事務所・支所の審査課においては、管轄区域内の独占禁止法違反被疑事件を担当しますが、広い地域にわたって違反が行われているような場合には、本局や他の地方事務所・支所と協力して審査を行います。

山崎 敏崇
Yamazaki Toshitaka

審査局
情報管理室審査専門官
[平成20年4月入局]

丹羽 萌々香
Niwa Momoka

審査局
情報管理室
[令和6年4月入局]

丹羽 入局当初は、職場になじめるかとても不安でしたが、すぐに打ち解けられるように皆さんが気にかけてくださったことが嬉しかったです。業務では、総括係として他課室との調整や室内の取りまとめなどを行っていますが、初めは電話が掛かってきても、緊張して相手の声があまり理解できず、スムーズに担当者に繋がられないこともありました。今思えば基本的なことですが、先輩から「初めはみんなそうだったから気にせず次頑張ろう！」と声を掛けていただき、少しずつ慣れることができました。



根本は「知らないこと」だったと気づいたので、新人の方々に必要なことはとにかく「知ること」だと考え、私の役目は、10数年の経験を踏まえて少しでも不安を軽くして仕事に取り組みやすくしてあげることだと考えました。具体的には、組織内の一般的なルールや各部署の業務分担、仕事の仕方なども一緒に伝え、組織内のことをよく知ってもらうように努めたことです。

丹羽 ご指導いただいたことで、電話対応はもちろんです(笑)、私が一番成長したと思う点は、担当業務を自主的に進められるようになったことです。始めは、先輩に教えてもらいながらの業務でしたが、今では、月単位でスケジュールを組み立て、間に合わないと思ったときは、上司や他課室の担当者と連絡を取りながら日程を再調整するなど、調整業務やスケジュール管理の基礎が身に付いてきたと思います。

一方で、ちょっとした質問があったときに、フラットに聞ける同期は大切な存在で、お昼ご飯を食べながら情報交換をしたり、仕事で失敗したことがあっても、飲み会などでお互い励まし合いながら乗り越えています。

山崎 失敗自体は誰にでもあることですが、仮に業務で失敗したとしても、その後の対処が大事ということは伝えたいと思います。いかにリカバリーを早くできるか、そのための報告・相談が早ければ早いほどよいので、その点は重要です。



丹羽 これからは、新しいことに挑戦させてもらえる機会が沢山あると思います。ときには失敗もありますが、失敗後の対処については



肝に銘じておきます。そばで見守り、助言をしてくれる上司や先輩は心強く、情報管理室の若手から中堅、ベテランまで、自分の強みを持って活躍している一人一人が、自分にとってのロールモデルです。これからも多くの経験を積んで、専門性や自分の強みを作っていきたいと思います。

山崎 私自身も丹羽さんを指導したことで、過去の失敗や印象的な仕事から学んだことを、後輩・部下にどう伝えたらよいかという視点を振り返ることができました。自分にとっての上司や先輩の方々も、部下との接し方を普段の姿勢で見せてくれていると思います。例えば、部下にトラブルがあった際にすぐに声掛けをしたり、よい仕事をしたときは、しっかり褒めるなど、意識せずに自然にできる必要があると気付かされました。丹羽さんには、どんな業務も積極的に経験してほしいと思います。いろいろなところで顔を出して、いろんな人と仕事をして、自分を覚えてもらうと同時に一緒に働く人を覚えていくことは、必ず自分の財産になります。そうして得た財産をもって、いつの日か丹羽さんが後輩を指導する日が来ることを楽しみにしたいです。

山崎 私が7月に今の部署に異動になり、丹羽さんと一緒に働くようになりましたが、実は業務の関係で丹羽さんを官庁訪問時から知っていたので、感慨深い思いもあり、それをきっかけに声掛けしたように思います。たしか、入局当初の感想や、同期や先輩との関わりなどを聞いた気がします。

丹羽 仕事に慣れてきた頃、本格的に育成主任者制度が始まり、山崎さんとの面談で「責任をもって発言する」という目標を設定しましたが、担当業務について聞かれた際に、自信をもって言い切ることができませんでした。山崎さんからは「しっかり仕事ができていると思うから、自分が担当する業務は責任をもって発言しよう。間違ったときは、その時に訂正したらいいよ。」とアドバイスをいただきました。この目標は、業務を進める上で、私が一番心掛けていることです。

山崎 そうでしたね。でも、丹羽さんは初めから事務処理能力が高いなと思っていました。私の新人の頃を思い出すと、恐怖心や不安の

審査局 管理企画課

松崎 晃大 *Matsuzaki Kodai*

[令和6年4月入局]

管理企画課は、独占禁止法違反被疑事件を調査する審査局の事務の総合調整を担う部署であり、その中で私は、審査局内の窓口としての業務を行っています。また日々の業務としては、審査局としての資料作成や、審査局内の各課室が作成した文書のチェックなど、業務の大半は審査局内の事務が多いですが、このほかにも他部局との調整や国会対応なども行うため、管理企画課は、幅広い経験を積むことができる部署だと思っています。



標準的な1日

- 7:30 ●起床。音楽を流しながら身支度を整えます。
- 9:00 ●登庁。
メールチェックをして業務の優先順位を考えます。
- 10:00 ●登庁してきた係長に前日に作成しておいた資料を確認してもらいます。
係長の確認を得たら課長補佐、課長へと資料をあげていきます。
- 11:00 ●審査局内の各課室が作成した書類の文書審査を行います。
過去例を参考にしつつ、細かい点まで確認しています。
- 12:00 ●お昼休み。
庁舎内のコンビニでお弁当を買って食べています。
いつものコンビニにするか迷います。
- 13:00 ●審査局の各課室からまわってくる様々な原議書を電子決裁で処理します。
- 16:00 ●総局内からの作業依頼を受け、審査局内に照会するメールを送ります。
- 17:45 ●改めてメールを確認し、急ぎの案件がなければ退庁します。
- 20:00 ●上司や友達と飲みに行きます。
- 22:00 ●家で食事を済ませる場合は、食事後に散歩したり、映画を観たりしています。
- 24:00 ●就寝。



繁忙期の1日

- 7:00 ●起床。
- 9:00 ●登庁。
メールや総局内の掲示板を確認します。
- 10:00 ●委員会へ報告するための会議資料を作成します。
誤りがあってはならないため、気合を入れて臨みます。
- 11:00 ●会議資料の作成中も審査局内外からの問合せがあるため、並行して対応します。
- 12:00 ●お昼休み。地下の食堂に行くか、お弁当を買って食べています。
お弁当屋も安くおいしいので、おすすめです。
- 13:00 ●会議資料に記載するデータに矛盾が発生。
データを上げてきた審査局の担当課室に急いで確認します。
- 15:00 ●作成した会議資料を取りまとめ、上司に確認を依頼します。
上司が確認している時間を使って、審査局が翌週に公表する資料(プレスリリース)を確認します。
- 16:00 ●官房総務課を通じて、国会議員からの問合せを受け、上司とともに最優先で対応します。説明資料を作成するほか、上司が国会議員に説明を行う場に行き同行することもあります。
- 17:00 ●国会議員からの問合せ対応終了後、中断していた業務を再開します。
- 18:00 ●上司から会議資料が戻ってきました。追加で確認すべき点や修正点に付箋がたくさん…。めげずに対応していきます。
- 20:00 ●上司との間で何往復かして、ようやく会議資料がセットになりました。
委員会に提出する準備を整えます。
- 21:00 ●日中にたまっていたメールを確認し、翌朝すぐに対応すべき案件を確認してから退庁します。
- 22:00 ●帰宅後、食事を済ませてからゆっくりお風呂に入ります。
- 24:00 ●就寝。



OFF TIME

忙しい日が続くこともありますが、基本的には19時頃には退庁できますので、そのような日は、仕事終わりに友人や先輩と飲みに行ったり、好きな映画を観たりしてリフレッシュしています。また、休日は外出したり、公取のサッカー部に参加したりして過ごしています。



官房 人事課

堀田 千央 *Hotta Chihiro*

[令和6年4月入局]

私は官房人事課に所属しており、普段は人事課職員の勤怠管理などの庶務業務を行っています。また、人事課総括係固有の業務として、人事異動や採用に伴う旅費の支給手続も担当しております。ほぼ毎日18時30分過ぎに退庁しており、ひと月に2週間あるかないかの忙しい日でも20時までには退庁できているので、余り負担に感じたことはありません。

課内ではフレックスタイム制度やテレワークを活用している方も多く、休暇も取得しやすい雰囲気のため、働きやすい職場だと思います。



標準的な1日

- 5:30 ●起床。
お昼ご飯の用意や飼っている犬の世のため、早く起きます。
- 9:30 ●始業。
メールチェックをします。
- 10:00 ●他課室からの作業依頼を課内に転送します。
- 11:00 ●自課室職員の勤怠管理を行います。
- 12:00 ●昼食。
地下で同期と食べることが多いです。
- 13:00 ●午後の業務を開始。
- 14:00 ●他課室からの作業依頼に対する回答を提出します。
- 15:00 ●本局内に共有する情報を掲示板に掲載します。
- 16:00 ●決裁を回したり、届いた手紙を仕分けたりします。
- 18:30 ●翌日の業務を整理し、退庁。
銀座までお散歩をして家族にお土産を買うこともあります。
- 20:00 ●帰宅。
間に合えば家族と一緒に夕ご飯を食べます。



繁忙期の1日

- 5:30 ●起床。
- 9:30 ●始業。
メールチェックをします。
- 10:00 ●作業依頼を課内に転送しつつ、自分宛に送られてきた書類を確認。疑問点があれば問い合わせをします。
- 10:30 ●上司と打合せ。係内での業務状況について共有します。
- 11:00 ●自分が起案した決裁の状態を確認し、新たな決裁の準備も行います。
- 11:30 ●自課室職員の勤怠管理を行います。通常より確認時間が短いので集中して対応します。
- 12:00 ●昼食。
同期と話しながら食べることでリフレッシュしています。
- 13:00 ●午後の業務を開始。まずはメールを確認します。
- 14:00 ●他課室からの作業依頼について、対応方法を上司と相談します。
- 15:00 ●担当業務についての問い合わせ対応。すぐに返事ができない場合は上司に相談します。
- 16:00 ●課長に急遽外出予定が入ったため、車を手配します。他の係とも協力して対応します。
- 17:00 ●課内で取りまとめた他課室からの作業依頼に対する回答を提出します。
- 18:15 ●定時。
合間を見て進めていた決裁に集中します。
- 19:30 ●作業が一段落ついたので、明日の業務を整理し、退庁。
- 21:00 ●帰宅。

OFF
TIME

繁忙期以外の時は、少し早く家を出て、日比谷公園周辺をお散歩したり、早く退庁できた日は、甘いものを買って帰ることもあります。犬を3匹飼っているため、帰宅後や休日は犬たちとゆっくり過ごしてリフレッシュしています。



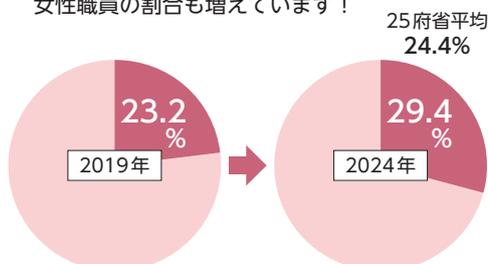
多くの女性が活躍しています！



女性職員の活躍

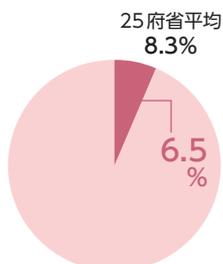
● 女性職員の割合

若手になればなるほど女性職員の割合も増えています！

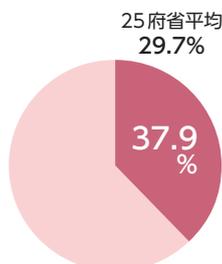


※ 女性国家公務員の登用状況のフォローアップ (2025年1月公表) (2024年7月1日現在)

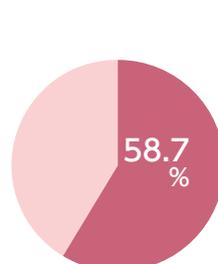
● 管理職に占める女性職員の割合 (本省課室長相当職)



● 係長に占める女性職員の割合 (本省係長相当職)



● 令和6年度採用者の女性職員の割合



平均年間総超過勤務時間及び 年次休暇取得日数

● 2023年 職員一人当たり

平均年間
総超過勤務時間
247.2時間

1か月平均
20.6
時間



配属される部署や時期等によって超過勤務時間は異なります。

● 2023年 職員一人当たり

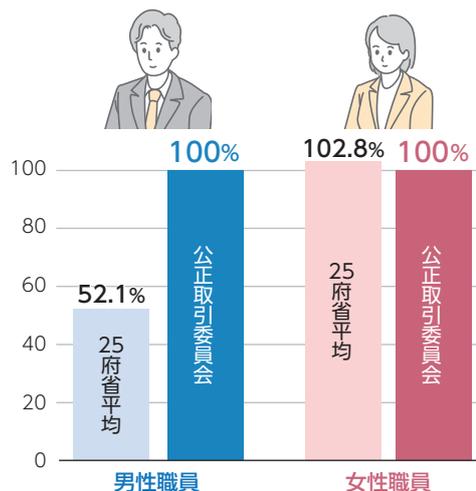
平均年次休暇取得日数
15.4日



夏休みは連続5日以上
の休暇取得を奨励しています！

育児休業の取得割合

● 育児休業取得率 (2023年度)



※ 国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ (2025年1月公表)

ワークライフバランス推進のための取組例

● 公正取引委員会ではワークライフバランス推進に向けて様々な取組を行っています。

働く女性のための休息室

妊娠・育児などにおけるサポートの一つとして、妊娠中の職員がつわりなどで少し休憩したいとき、育児休業から復帰した職員が搾乳などをするときに、自由に利用できる「働く女性のための休息室」を庁舎内に設置しています。妊娠していなくても、生理が辛いときなどにも利用することもできます。



男性職員の育児参加促進の取組

公正取引委員会の2022年度の男性職員の育児休業取得率は80.0%と政府目標(当時)の30%を大きく上回っています。

公正取引委員会では、職員が妊娠又は配偶者が妊娠した場合に、職員が人事課に出生予定届を提出することになっており、男性職員から出生予定届の提出があると、官房人事課からその職員の管理職に対して、職員が育児参加できるように配慮することや職員の希望を踏まえて育児参加のための休暇や休業の取得計画を作成するように依頼しています。これにより職員は管理職から育児休業等の取得を勧められるなど、育児参加のために育児休業等を取得しやすくなります。

このように公正取引委員会では、男女関係なく仕事と家庭を両立できる環境作りに取り組んでいます。

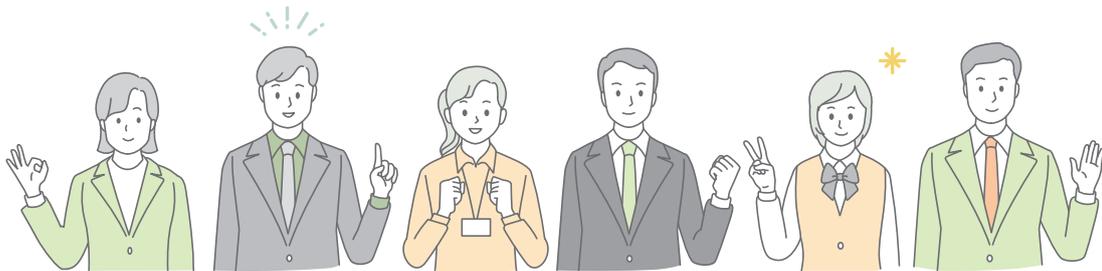
Voice of Senior

2024年度入局職員の「生の声」を聞いてみました！



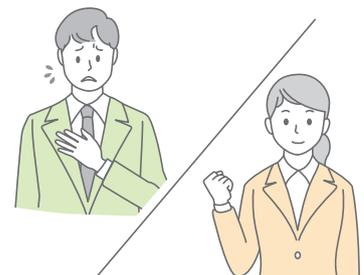
Q 入局してからギャップを感じたところは？

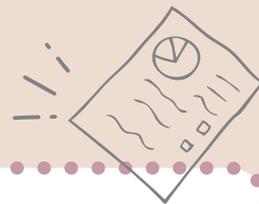
- A
- 男性職員の月単位での育休取得やフレックス制度の活用等、ワークライフバランスの取組に積極的なところ。
 - 想像以上に、独占禁止法への熱意を持って仕事に向き合ってる方が多かった。自分の考えをしっかりと持っている方が多く、執務室での議論がいつも白熱していた。
 - 上司との距離が近く、密にコミュニケーションを取ることができるので、いい意味でギャップを感じた。
 - 堅い職場かと思っていたが、皆さんがすごく優しくて、ギャップを感じた。
 - 1年目はコピーを取るなどの庶務・雑用が多いと思っていたが、思った以上に独占禁止法の知識が必要な仕事ができるので楽しい。



Q 失敗や成功も含め、印象に残っていることは？（法執行業務）

- A
- まさに、初めての立入検査に必要な書類の書き方を間違えてしまい、非常に焦った。
 - 弁護士から新規案件についてお電話をいただいた際、必要な情報を聞き忘れ、確認のために何度も電話することになった。
 - 現在までに数回、正式事件の立入検査に参加したが、どの検査も全く同じ流れで進むことはなく、パソコンのデータがうまく取れない、なかなか検査を開始できないなど、毎回異なるトラブルが発生した。その度に現場のリーダーである事件キャップや経験を積まれている先輩方が臨機応変に対応している姿を見て感銘を受けた。
 - 様々な審査官の横に付いたが、人によって関係人への接し方が全く違って驚いた。審査官を見て自分にあった方法を学ぶと良いと思う。また、事件審査に必要な書類を書くのに意外と時間がかかるので、必要な書類の書き方はある程度マスターしておくと思う。
 - 立入検査に数回参加させていただき、どの立入検査も思い出深い。また、事件の始まりを決定する会議に立ち会えた時は感動した。
 - 事件の公表を行った際に、記者発表の映像がテレビで放送され、印象に残っている。庶務的な業務しか携わっていない私でも少し達成感があり、自分も事件調査を行ってみたいと思った。





Q

失敗や成功も含め、印象に残っていることは？（政策立案業務）

A

- ヒアリングメモを作成した時、余計な雑談話をちりばめたら、全て上司に削除されてしまった。
- 上司や先輩に助けてもらいながら、自分で受けた相談を回答まで対応できたときに達成感があった。
- 審議する前の国会議員に対する事前説明に随行したこと。法案審議に携われたことはよい経験になった。
- 初めて会議のメモを作成した際、会議のスピードについていけず、作成することさえ難しかった。そして案の定、提出後、ほとんど上司に書き直された。
- 法律の施行というビッグイベントに携わることができ、大変なことも多かったが、施行日を無事迎えることができて、とてもよい経験になった。
- 事業者に対するヒアリングは印象に残った。違反行為の未然防止や業界の発展のために協力的な事業者も多いので、その分野のプロから参考になる話を聞くことができる。

Q

職場の雰囲気や上司・先輩職員との関係性は？

A

- 直属の上司・管理職共に穏やかで、働きやすいと感じてる。先輩とは、異動後も連絡を取ったり、ランチに行っている。自分の部署は穏やかで親切な方が多く、いい雰囲気である。
- 議論が活発で、自分の意見を言いやすい雰囲気である。分からないことがあれば、上司が独占禁止法や法律の知識を補足して教えてくださるので、独占禁止法への興味も高まる。
- 直属の上司とはとても良好な関係を築けていると思う。私の上司は、指導するところは指導するし、雑談のように一息つける話もしていただけるので、気兼ねなく相談できる素敵な上司である。
- 職場の雰囲気は、静かで落ち着いた雰囲気、たまに雑談をしている。管理職や上司の方々を採用区分に関係なく、意見を求めてくださるため質問や意見がしやすい。
- 上司や先輩とは気軽に話せる仲だと思う。
- 風通しの良い職場だと思う。課長補佐が部下の意見を取り入れて、管理職まで話をしてくれ、管理職も部下の意見をくみ取ってくれる。
- 地方事務所は職員が少ないため、課を超えてお話すこともある。私の上司は常に根拠をもって仕事に取り組む方でとても尊敬している。
- 業務上の相談がしやすい一方で、様々な業務を任せいただき成長できる環境を作っていただけ。



Q

同期がいて良かったこと、助けられたエピソードは？

A

- 仕事で失敗したときに吐き出せる空間があると精神的に余裕ができる。
- 昼休みに同期と雑談をすることでリフレッシュができる。出張で本局や他の地方事務所に行く時に、同期から美味しいお店を紹介してもらい、一緒にご飯を楽しむことができる。
- 経験したことがない庶務作業の依頼があった際に、担当の方がとても忙しそうに質問できなかったが、同じ作業を同期が経験していたため、同期に聞きながらすぐ処理することができた。
- マニュアルを確認しても理解できないときに、同期が行ったことがある業務だと質問することができた。
- 辛いことがあったときに同期と話す、同期も辛いことがあるという話が聞けた。
- 仕事でわからないことがあったとき、同期と相談しながら作業を行うことで、案件を処理できた。
- 仕事で困ったことや聞きづらいことについて聞くことができるため、同期がいてよかったと感じた。また、仕事のことを忘れ、気軽に飲みにも行けるため、大変助かっている。
- 分からないことばかりで落ち込むことも多かったが、同期の頑張りを見て自分も頑張ろうと思った。



Q

出勤時の服装は？

A

〈女性〉

- オフィスカジュアルである（いわゆるコンサバ系統）。ストッキングは1か月で3本駄目にしてから、靴下派になった（外部の方と会うときはストッキング）。靴はリュックで通勤している。
- ブラウスにスカートが多いがワンピースの日もある。想像以上にゆるく、最初は驚いた！
- 私はスカートにブラウスやニットを着ることが多い。
入局前に想像していたよりもかなりラフな格好でも大丈夫だったので驚いた。
私がスーツを着るときは立入検査・事情聴取・公表のときくらいだ。

〈男性〉

- 部署によっては、外部の方とお会いする機会がほぼないので、私の所属している課内にはカジュアルな服装の方が多い。私は、ジャケットをロッカーに常備している。
- 夏にはポロシャツを着てスニーカーを履いている方が多くいる。
- カジュアルな服装も認められているので、夏に大手衣料量販店のポロシャツを着たりしている。
- 夏場はクールビズで勤務しており、冬場もネクタイはしていない。

Q

ランチタイムはどのように過ごす？

A

- お弁当を持参している。地下の広場で同期とおしゃべりしながら食べることが多い。
- 昼休憩は12時から1時間。コンビニでサラダ等を購入している。
たまに、キッチンカーでテイクアウトをしたり外食をする。
- 地下の弁当屋で購入し、そのまま同期と地下で食べるが多い。
月に一度ほど課室内の同期と他省庁の食堂へ足を延ばすこともある。
- 自分のデスクで持ってきたお弁当を食べている。たまに上司に近くランチに連れて行ってもらうこともある。
- 私はいつも同期と昼食をとっている。場所は地下1階の広場のようなところで大体4～6人くらいの同期とご飯を食べている。私はお弁当ですが、コンビニで買っている同期も多い。



Q

退庁後や休日（プライベート）の過ごし方は？

A

- 友人と飲みに行ったり、公取委サッカー部の練習に参加している。
- 定時退庁できた日はカフェに寄ったり、休日はライブ（音楽・お笑い）に行ったり、おいしいものを食べに行っている。
- 公取委のサッカー部に所属しているため、同僚とフットサルをすることもある。
また、地方から上京してきたため、東京観光をしている。
- 業務では体を動かす機会が無いので休日はランニングをしている。
また、友人とランチに行ったり、旅行に行ったりとプライベートも満喫している。



Q

ワークライフバランスの推進のための取組は？

A

- テレワークを活用する方が多く、かなり自由な働き方ができる環境だと思っている。
- 育児時間や自身の働き方に併せてフレックス制度を活用している上司・先輩方が多いと感じる。
- テレワークやフレックス制度は活用している人の方が多く、私も活用している。夏季休暇等の取得は部署によって取りやすさが変わる。
- 非常に取組が進んでいると思う。制度そのものだけでなく、職場の雰囲気的にも取得しやすく、自分の時間を大切にできる環境だと感じる。
- フレックス制度は割と自由に使えると思う。また、夏季休暇も自分の取りたいときに取得できたので自由だと思う。
- 基本的には自由だと感じている。子育てをしている先輩は、テレワークやフレックス制度を上手に活用して家族との時間を取っている。



昨年度入局の先輩からのアドバイス & メッセージ

学生時代にやっておくと良いこと

- 就職すると自分に割く時間がかなり減るので、趣味やスポーツに目一杯打ち込んでください！
- 社会人になると自由に遊ぶ時間を確保することも難しくなるので、思う存分遊び尽くしてほしい。
- 夜更かしして遊ぶことをしておいた方が良いです。社会人になると夜更かし出来ない。
- 平日に出かけることなどができなくなるので、学生のうちにしか経験できない事を沢山やっておくべき。
- 年代を問わずコミュニケーションをとる。
- 学生時代の友達は、社会人になってからも自分の支えとなってくれる大切な宝物だ。
- 就職後に必要な勉強よりも、旅行に行ったりライブに行ったりたくさん遊んでおくことが一番だ。
- 平日に出かけられることや学生料金で美術館等に行けるのは学生の特権だ。
- 文章を読むことに慣れておくと良い。あと、平日にたくさん出かけられるのは今のうちだ！！
- 少しでもやってみたくと思ったことは行動に移してみるべき。一見関係のないような学生時代の経験が業務に役立つこともある。

これから就職活動をする方へ

- 頑張った先には開放感と達成感が待っている！無理のない範囲でがんばってください。
- なるべく多くの説明会に参加し、職員の雰囲気を感じてください。
- 公取委の手厚い研修制度がサポートしてくれるので、知識がなくても不安を感じる必要はありません。初年度から様々な経験を積むこともできるので、是非、公取委を受験してみてください。
- たくさん説明会に参加したり、多くの人の話を聞いたりして、納得して就職活動を進めてください！
- 実際に働くイメージができるかが大事だと思います！どんな業務があるのか、ぜひ知ってください！
- 就職活動をしている間は不安なことが多いですが、不安をマイナスではなく前向きに捉えてください！
- 自分が仕事に求めるものを真剣に考えた方が良い。
- 息抜きもしつつ頑張ってください！私は「就活後にやりたいこと」リストを作り、そのために頑張りました！
- 就職活動は、全てがうまくいくわけではないので、落ち込むことも多いかと思います。しかし、下を向かず前を向き続ければ、いつか報われると信じて頑張ってください。
- 就職活動は自分のことを考える良いきっかけです。自分は何がしたいか、将来どうなりたいかなど色々模索してください。

地方転勤
?

A

採用実績
?

A

総合職と
一般職
?

A

人物像
?

A

地方事務所
・支所
?

A

Q1 どんな人を求めていますか？

A

公正取引委員会が扱う幅広い分野の経済活動について旺盛な知識欲を持って学ぶ姿勢、大企業や中小企業の従業員から一般の消費者まで様々な方と対話できるコミュニケーション能力などの素養、そして何より、公正取引委員会が行う競争政策に共に携わりたいという気持ちを持った方を求めています！

Q2 毎年の採用実績はどのようになっていますか？

A

公正取引委員会では、年齢・性別・出身大学・出身学部などにとらわれることなく、採用を行っています。法学部や経済学部出身者が多いのか？との御質問もよくありますが、公正取引委員会職員の出身学部を見ると、法学部、経済学部の順に出身者が多いというデータはあるものの、文学部や理系学部などの出身者、大学院修了者も多数在籍しています。

過去5年の採用実績（〔 〕内は女性の内数）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
総合職	7〔3〕	6〔2〕	9〔5〕	8〔3〕	6〔3〕
一般職(大卒)	14〔6〕	19〔9〕	13〔7〕	31〔21〕	17〔10〕
一般職(高卒)	1〔1〕	5〔4〕	4〔3〕	7〔3〕	5〔3〕

※1「総合職」とは、国家公務員採用総合職試験(院卒者試験、大卒程度試験)をいいます。
 ※2「一般職(大卒)」とは、国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)をいいます。
 ※3「一般職(高卒)」とは、国家公務員採用一般職試験(高卒程度試験)をいいます。

Q3 総合職と一般職で業務に違いはありますか？

A

公正取引委員会では、採用区分に関わらず、法執行と政策立案のいずれの業務にも携わります。総合職よりも一般職の方が法執行の業務に携わる機会が多い傾向はありますが、どの職種でも様々な業務を経験することでステップアップしていくことになります。

Q4 地方転勤はありますか？

A

一般職で採用となった場合、入局後一定期間勤務した後で、本局(東京)採用者の場合は地方事務所・支所のいずれかに、地方事務所・支所採用の場合は本局に約2年間の転勤があります。総合職で採用となった場合には基本的に地方転勤はありません。

Q5

公正取引委員会の地方事務所で働きたいのですが、採用は行っていますか？

A

一般職（大卒程度）を中心に、各地方事務所等での採用も行っています。詳しくは人事院Webサイトに掲載される事務所ごとの採用予定者数を確認した上で、各地方事務所等への官庁訪問を行ってください。

人事課企画官からのメッセージ

公正かつ自由な競争を通じて

このパンフレットを手にとってくださった皆さん、公正取引委員会に興味を持ってくださり、ありがとうございます。

このパンフレットでは、皆さんに公正取引委員会の業務の内容や魅力をお伝えできるよう、多くの職員にメッセージを寄せてもらっています。その中で、たびたび、「公正かつ自由な競争」という言葉が出てきていると思います。公正、自由、競争というそれぞれの言葉は、誰でも知っているものです。しかし、ひとたびこれらをつなげた「公正かつ自由な競争」を、具体的な事件処理や政策立案を通じて実現しようとする、それはとても難しい判断が求められるものとなります。

この判断は、私たち職員一人一人による緻密な調査、深い思考、関係者との丁寧なコミュニケーションといった日々の仕事を支えています。この日々の仕事を行う上では、多くの労力を掛けなくてはならないこともあれば、大きなプレッシャーが掛かることもあります。

それでも、公正かつ自由な競争を通じて、経済を良くしていきたい、消費者の利益を守っていききたい、と思ってください方、どうぞ、私たちと一緒に働いてください。

公正取引委員会では、入局した職員にしっかりと活躍してもらえるよう、研修に力を入れてきています（47頁を御覧ください）。そして、全ての職員が自身の強みを持ち、育て、最大限発揮することができるよう、人材戦略を策定し、様々な取組を行っています。このように、職員一人一人が成長ややりがいをもっと感じられるような職場作りを進めています。このような職場で、皆さんと一緒に働くことができる日を楽しみにしています。



初心を忘れずに、消費者の目線を意識すること

寺西 直子 Teranishi Naoko

経済取引局 総務課企画室長 [平成14年4月入局]



Career

係員	平成14年4月	取引部取引企画課
	平成15年7月	審査局管理企画課考査室
	平成16年7月	取引部消費者取引課景品表示監視室
係長	平成16年10月	取引部消費者取引課景品表示監視室企画調整係長
	平成17年6月	人事院 長期在外研究員(米国) 海外留学
	平成19年7月	官房総務課総務係長
課長補佐	平成20年7月	官房国際課長補佐(海外調査担当)(心得)
	平成21年7月	審査局第一審査審査専門官(主査) 内閣府本府規制改革推進室併任出向 出向
	平成22年4月	内閣府本府行政刷新会議事務局併任出向 出向
	平成23年9月	審査局第一審査審査専門官(主査)
	平成25年5月	人事院 短期在外研究員(フランス)・官房国際課長補佐 海外赴任
	平成26年7月	官房国際課長補佐
	平成27年7月	取引部企業取引課長補佐(総括担当)
平成28年4月	取引部取引企画課長補佐(総括担当)	
管理職	平成30年7月	審査局管理企画課公正競争監視室長
	令和2年4月	経済取引局総務課デジタル市場企画調査室長
	令和4年7月	審査局第四審査上席審査専門官 (デジタルプラットフォーム担当者)
	令和5年8月	産前・産後休暇、育児休業
	令和6年4月	経済取引局総務課企画室長

公正取引委員会を志望した理由

私が就職先として公正取引委員会に関心を持った理由は、公正取引委員会が消費者の利益のために働く官庁であること、独占禁止法はあらゆる業種に適用されるものであるため、特定の業界だけでなく、多くの業界を横断的な視点でみることができること、公正取引委員会は独占禁止法を核とした官庁であるため、キャリアを通じて独占禁止法という専門性を身に付けられると考えたことです。



消費者利益と専門性を追求するキャリアの選択

私自身が法改正を直接担当していたわけではありませんが、筆頭課係員として、関係者・業界、内閣法制局とのやり取り、国会審議といったダイナミックな動きを間近で見ることができました。2年目には、独占禁止法の審査の現場に配属になりました。立入検査、供述聴取など審査の現場の業務を一通り学びましたが、関係人に対する報告命令の設計の主担当となり、関係人から漏れないよう回答してもらうために命令内容を精緻に記載することに苦心したことは現場でのいい経験でした。

係員時代

現場での貴重な経験と成長

入局して初めての配属先は、経済取引局取引部取引企画課でした。取引企画課は取引部全体を取りまとめる総務課のような部署(筆頭課と呼ばれています)ですが、私が所属していた年に、取引部では下請法の改正と景品表示法(現在は消費者庁の所管)の改正という二つの大きな法改正の検討が進められていました。

係長時代

2年間のアメリカ留学が その後のキャリアの大きな基礎に

係長時代は、景品表示監視室と官房総務課という二つの部署で総括係長を経験するとともに、アメリカのロースクールに留学し、米国の独占禁止法に当たる反トラスト法を学びました。アメリカは、判例法の国で反トラスト法についても多くの判例が蓄積されています。留学1年目のニューヨーク大学では、反トラスト法の重要判例を学ぶことによってそのダイナミズムを知り、2年目のシカゴ大学では、法と経済学の観点から反トラスト法の判例を分析する講義を受講しました。2年間の留学でアメリカ反トラスト法を集中して学んだことは、私のその後のキャリアの大きな基礎となりました。留学から戻った後に、官房総務課に配属になりましたが、公正取引委員会の窓口として、内部の関連部局と調整しながら公正取引委員会としての文書を作成したり、他省庁と折衝したりしました。他の省庁の担当者ややり取りをする機会が多いのは官房総務課の特徴であり、外部の人にも公正取引委員会の施策・考え方を理解してもらえるよう、説明を工夫することの重要性に気付かされたのはこの頃でした。

課長補佐時代

国際的な違反事件の審査の経験を 国際機関で活かす

入局7年目以降、国際課、審査局といった部署で課長補佐を務めたほか、内閣府規制改革推進室、フランスにあるOECD事務局競争課にも出向するなど、充実した課長補佐生活を送りました。審査局では、国際カルテル上席に配属になり、世界規模で行われていた自動車用部品のカルテル事案や自動車専用船のカルテル事案といった大型カルテル事案の審査を担当しました。日本だけでなく、米国の競争当局や欧州委員会など諸外国の競争当局も同じ事件を調査しており、他国の担当官と電話会議で立入検査の調整を行うなど、複数の国・地域の競争当局間で協力しながら審査を行いました。この業務の経験から、グローバルにビジネスが展開している時代において、各国・地域の競争当局の執行協力が一層重要になっていくという問題意識を持ち、OECD事務局競争課に出向する機会を得ました。当時、OECD競争課では、国際協力に関する理事会勧告をおよそ20年ぶりに見直そうとしていたところであり、私もそのチームに入り、各国の意見を聞きながら理事会勧告の



ドラフティングを行いました。その理事会勧告の策定作業において、各国競争当局間の執行協力に向けた機運が高まっていくのを感じ、やりがいを感じました。

管理職時代

変化する社会の中で 公正取引委員会が求められる役割を

10年ほど課長補佐を務めた後、管理職としてこれまで四つのポストを務めました。例えば、デジタル市場企画調査室では、アルゴリズム/AIと競争政策に関する研究会を立ち上げ、アルゴリズム/AIの利用が進むことによって生じ得る競争政策上の課題を整理したり、近年重要性が高まっているクラウド分野の実態調査を行ったりしました。また、現在所属している経済取引局総務課企画室では、イノベーションと競争政策に関する検討会を開催し、イノベーションが重要になっている現在、競争政策においてイノベーションの影響をどのように考慮すべきかについて検討・整理したり、これまでの経験を活かし、競争政策全体のあるべき姿を中長期的視点で検討する業務に携わったりしています。管理職になってからは、社会の中で公正取引委員会が求められている役割、果たすことができる役割を以前より意識しながら業務に取り組むようになりました。

また、私は管理職になってから出産し、育休を経て復職しました。夫が家事・育児に主体的に取り組んでくれていること、上司や同僚に状況を理解いただいていることが大きく、フレックスタイムやテレワークといった制度、家事代行などの外部サービスもフル活用しながら、仕事と両立しています。復帰する前は、仕事と育児の両立は苦勞も多いのではないかと不安でしたが、やってみると仕事とプライベートのメリハリが付きやすいというメリットもあり、充実した毎日を過ごしています。

公正取引委員会を志望する皆さんへ

公正取引委員会で働き始めて20年以上経ちました。その間、公正取引委員会を志望した時に考えていたように、審査業務や政策立案業務において多種多様な業界に関わる機会があり、常に消費者の目線を意識しながら仕事をすることができました。また、ここ数年だけでもフリーランス法やスマホソフトウェア競争促進法が加わるなど、公正取引委員会への社会の期待は非常に高まっており、常に新たな課題に直面しています。このように、公正取引委員会には新しいチャレンジが多くあります。好奇心をもって新しいチャレンジを楽しむことができる方のお越しをお待ちしています。

公正かつ自由な競争の促進、その単純明快な目的の追求

菅野 善文 *Kanno Yoshifumi*

官房 人事課企画官 [平成5年4月入局]

Career

係員	平成5年4月	審査部第二審査
	平成7年4月	官房総務課(国会係)
	平成9年7月	経済取引局総務課
係長	平成9年10月	経済取引局総務課調整係長
	平成11年7月	近畿中国四国事務所中国支所審査課審査専門官 <small>転勤</small>
	平成13年7月	近畿中国四国事務所中国支所取引課取引係長 <small>転勤</small>
	平成14年7月	審査局特別審査部第三特別審査審査専門官
	平成15年7月	取引部企業取引課総括係長
	平成16年7月	官房総務課秘書係長
	平成17年7月	官房人事課人事係長
	平成19年7月	審査局第四審査審査専門官(庶務担当)
課長補佐	平成20年7月	審査局管理企画課総括係長
	平成21年7月	近畿中国四国事務所四国支所下請課長 <small>転勤</small>
	平成23年7月	審査局第三審査審査専門官(主査)
	平成24年7月	審査局第二審査審査専門官(主査)
	平成25年6月	外務省 在セルビア日本国大使館一等書記官 <small>海外赴任</small>
管理職	平成29年7月	官房総務課長補佐(国会担当)
	令和2年7月	近畿中国四国事務所四国支所長 <small>転勤</small>
	令和4年7月	取引部企業取引課上席下請取引検査官
	令和6年7月	官房人事課企画官

公正取引委員会を志望した理由

大学では経済法(独占禁止法等)を履修していたものの、当初はそれを仕事に結びつける考えはありませんでした。公共性の高い仕事に就くことを意識して公務員を志望し、いくつか官庁訪問をする中で、行政機関ながら強い執行権限も併せ持つユニークさ、また中立性・独立性が高い独立行政委員会という組織が気になりました。何よりの決め手は、公正取引委員会(公取委)の存在意義と目的である、市場における「公正かつ自由な競争の促進」とのキャッチフレーズと全国をフィールドとして機動的に仕事をするとの業務内容が腑に落ち、「プレーヤーがフェアに競い合えるようにする仕事」が最も自分らしく働けそうだと感じたためです。

プレーヤーがフェアに競い合えるようにする仕事



係員時代

一つ一つの証拠や供述の積み重ね、事件審査の基本を学ぶ

最初に配属された審査部(現在は審査局)第二審査は、いわゆる「審査の現場」と呼ばれる独占禁止法違反事件の調査業務を担当する部署で、公正取引委員会(公取委)の執行業務の最前線で、希望どおりの配属でした。

当時、現場には職人気質のベテラン審査官が多くおり、「仕事は

習うより慣れる」といった雰囲気でした。私は配属の3日目には右も左もわからないまま入札談合事件の事情聴取の場に同席させられていました。事情聴取の場では、集中して臨む審査官の脇で、違反の事実をなかなか認めない関係人から、客観的証拠に基づいてどのように供述を得るのかを学びました。様々なタイプの異なるベテラン審査官による事情聴取の場に何十回と同席して事実を追う過程を間近で接し、一つ一つの証拠や供述を正確に積み上げることが独占禁止法違反事件審査の基本であって違反の認定には不可欠であり、それが公取委の仕事の基本でもあることを学びました。

次に配属された官房総務課では国会係員として、国会内にある政府委員室（現在は国会連絡室）で国会内の情報収集と連絡調整業務を担当しました。

私の役割は、国会内の各所に足を運び、国会動向の情報収集と政党、議員、衆参両議院事務局等との連絡を担うことでした。当時は通信機器などは発達しておらず、有益な情報を得るために国会内を歩き回る毎日でしたが、情報は足で稼ぐことを身をもって学びました。

報道でしか知り得ない国会の動向や法案審議の手の流れを間近に接した経験は、国家公務員としての以後の業務に非常に参考になっています。

係長時代

一人で何役もこなす経験を通じて大いに吸収

係長昇任2年目の初の地方勤務では中国支所（広島市）の審査課に配属されました。チームで行う事件調査は、地方では、職員数も限られていることから、若手職員は一人で何役もこなす必要がありました。自分が受けた外部の一本の情報（申告）が独占禁止法違反事件調査の端緒となり、その後、現地に赴き補足調査の実施、立入検査での証拠収集や関係人への事情聴取等でも担当を任されるなど審査手続に携わり、違反認定から法的措置・報道公表まで、本局では分担されている審査業務を一通り経験しました。地方での勤務は、経済環境や産業の地域特性、事業者マインドの違いなどを知ることができ、本局とは異なる環境の中で様々な経験を積み、大いに吸収することができた時期でした。

官房人事課の人事係長では、公取委の組織強化が求められていた時期であり、公取委の業務内容と魅力を説明し、一緒に公取委を担う方を数多く募ることに注力しました。

当時、公取委に関する報道は多くはなく、公取委の活動を知ってもらう手段も限られていましたので、一般的には公取委の印象は、「よく分からない役所」、「難しそうなの役所」といったものでした。そこで、公取委を身近に感じてもらうため幅広く業務説明会を開催するなど、公取委に関心を持つ方と職員が直接対話できる機会を多く設け、活動事例を紹介し、公取委の活動が、国民の利益につながることを理解してもらうよう努めました。

課長補佐時代

異なる環境で得た知見や気づきは貴重な財産

課長補佐昇任時の二回目の地方勤務では四国支所（高松市）に下請課長として配属されました。四国には中小規模事業者が多く所在し、各地の地場産業に古い取引慣行が根強く残るという下請法違反が生じやすい環境にありました。四国支所下請課では、下請法違反事件の調査といった執行業務はもちろんのこと、同時に違反防止の啓発業務も担当しており、発注事業者（親事業者）と下請事業者の双方に向けた下請法の説明会や相談会の開催のため四国各県を丹念に回るなど、執行と啓発の両者のバランスを考えた業務運営を心掛けました。

平成25年から29年までは、外務省に出向となり東欧のセルビアの日本国大使館で勤務しました。大使館では、経済・経済協力班長として、セルビア及び兼轄国のモンテネグロ両国に所在する、また進出・投資しようとする日本企業への支援、また、日本の政府開発援助（ODA）による支援（資金協力）を担当し、二国間のほか国際支援機関との調整にも当たりました。

在外勤務では、支援を通じた日本の国益の増進といった公取委とは異なる頭と身体の使い方が求められ、慣習や常識、環境も大きく

異なる地での業務や生活はそれなりの苦労もありました。それでも、世界から求められている日本の役割、また、多様な価値観や意見がある中での調整の進め方など、業務や生活を通じて得た知見や気づき、新たな学びが数多くありました。これらは、苦労を超える価値をもつ財産であり、現在の業務にも活かされています。

管理職時代

正直者がバカをみる、弱者が裏で泣くという事例を一つでも多く減らす

管理職（室長級）昇任後の地方勤務では二度目の四国支所へ支所長として赴任しました。四国支所では、これまでの現場の視点とは異なり管理者として支所業務を円滑に実施することのほか、対外的には、国の行政機関の管区の長として、公取委が進めている幅広い取組を広く知っていただく広報活動、また、事業者の方などから地域経済の状況や公取委への御意見を伺う公聴活動などを推進しました。

赴任した時期は、ちょうど新型コロナウイルス感染症が流行し始めた頃でしたが、「公正取引委員会の広報官」との意識を持って、可能な限り各県に足を運び各方面との対話することを心掛けました。

管理職二つ目のポストの上席下請取引検査官では、下請法の執行部門で下請法違反の重大事件の調査指揮を担当しました。事件調査は、下請取引の親事業者が下請事業者に不当に不利益を課す行為について現地調査や事情聴取等を通じて違反行為の有無を調査します。調査の結果、違反行為が認められた場合には、親事業者に違反行為の取りやめと下請事業者が被った不利益の回復を指導します。

我が国の経済は、多くの中小規模事業者の努力・下支えの上で成り立っています。取引上立場が強い親事業者による違反行為は、下請事業者の努力を否定するものであり、公正な競争を促進する観点からも看過することはできません。現場の検査官とともに、「正直者がバカをみる」、「弱者が裏で泣く」といった事例を一つでも多く減らすことを心掛け、チーム一丸となって精力的に事件調査に取り組みました。

公正取引委員会を志望する皆さんへ

我々を取り巻く経済環境は刻々と変化しており、公取委も複雑・多様化する経済社会の動きに対応し、常に、新たな行政課題に取り組んでいます。公取委のいずれの業務も突き詰めれば、経済社会の根本原理である市場機能が効果的に機能するために「市場における公正かつ自由な競争の促進」という「単純明快な目的」に帰結します。

私は、入局以降これまで、特定の部署に偏ることなく様々な部署で経験を積んできました。その時々苦労はありましたが、いずれの部署でも先輩や同僚、後輩とともに目指してきたものは単純明快な目的の追求であり、そこには一体感と充実したやりがいを感じています。

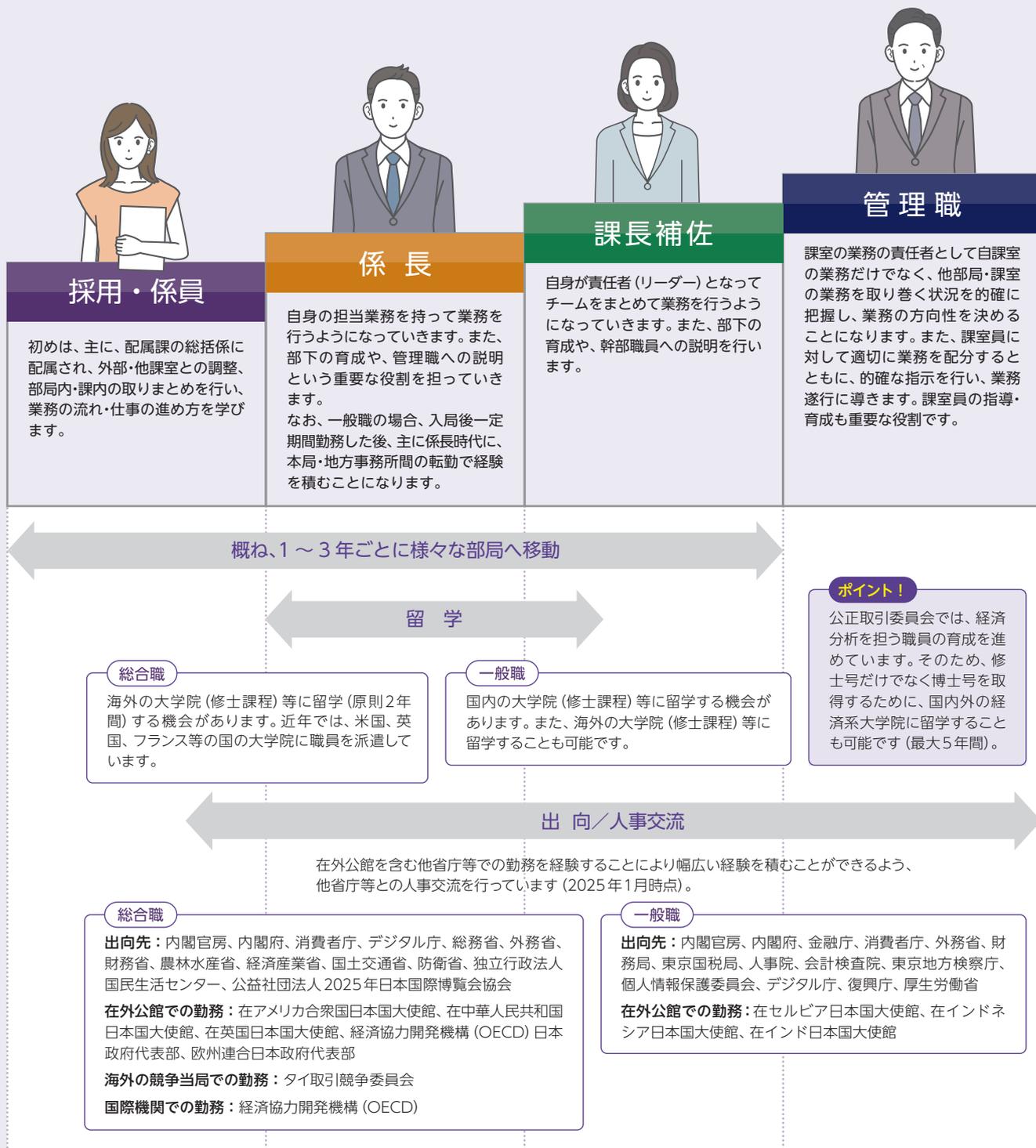
多様な背景、技術、経験、考え方もつ新たな仲間とこの単純明快な目的を共有し、ともに業務に当たれることを期待しています。



セルビア競争当局において

採用後のキャリアステップ

採用後、公正取引委員会の重要業務である事件審査業務を含め、約1～3年ごとに様々な部局を異動し、様々な経験を積むことになります（なお、総合職の場合、採用されてしばらくは、1年ごとの異動が多い傾向にあります）。このほか、公正取引委員会の本局・地方事務所間の転勤、海外大使館を含む他省庁での勤務、国内外の大学院等へ留学する機会も用意されています。このような様々な経験を積む中で、視野を広げるとともに、高い専門性を身に付けることを目指しています。

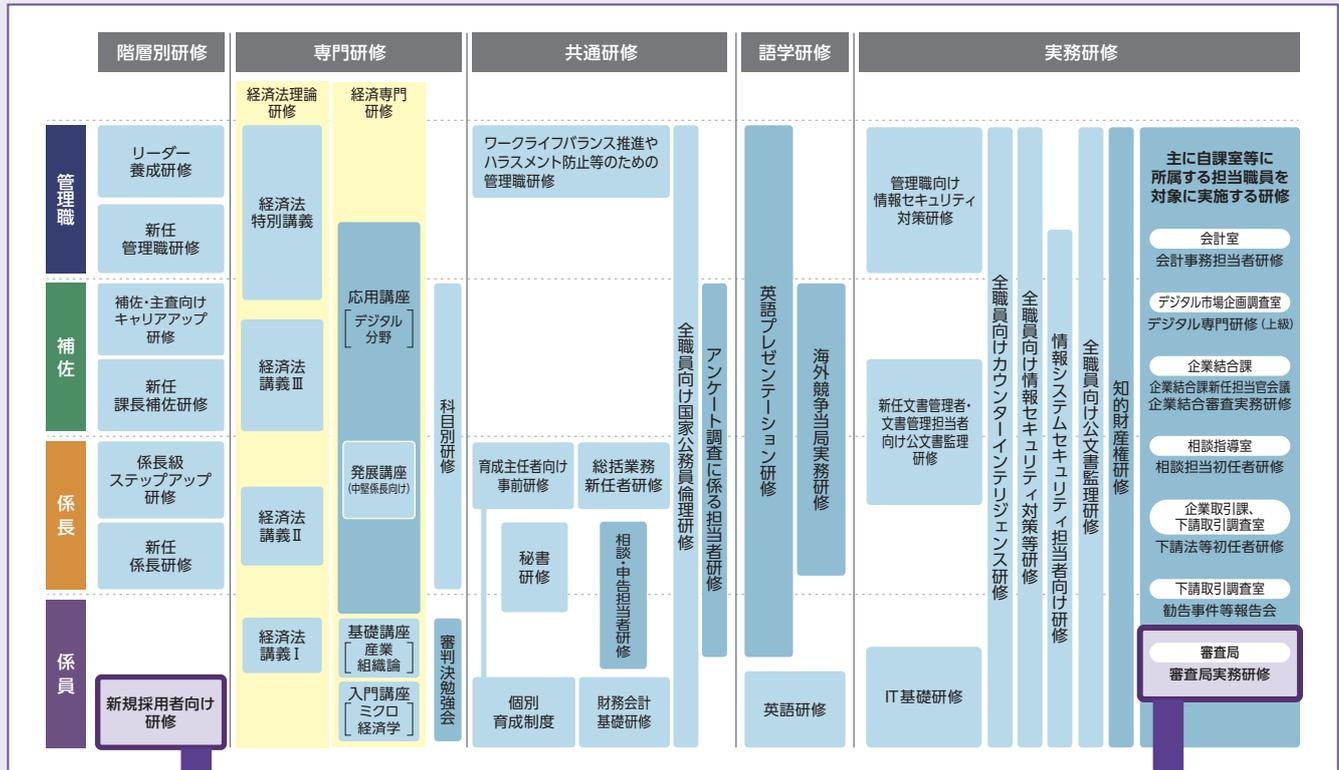


給料はどのくらい？

総合職・一般職

給与については、各府省とも人事院で定めている規定に従って支給することとされています。総合職（大卒程度）の場合、初任給は約28万円、一般職（大卒程度）の場合、初任給は約27万円（東京都特別区内勤務の場合。法律の改正により、額が変動する場合があります）です。この他に、期末・勤勉手当（ボーナス）、通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当等が支給されます。

令和6年度研修体系図



新規採用者研修について

公正取引委員会では、採用後約1か月の時間をかけて、新規採用者研修を実施しています。新規採用者研修では、社会人としてのマナーから国家公務員・公正取引委員会職員としての心構え、必要な知識及び技能について学ぶことができます。中でも、公正取引委員会の仕事で欠かすことのできない独占禁止法に関する講義には、合計20時間を超える時間をかけていて、学生時代に独占禁止法に触れたことがない人であっても独占禁止法の基礎的な知識を身に付けることができる内容となっています。公正取引委員会が行う研修で、1か月の長期間、同じメンバーが集まって受講する研修はほかになく、同期同士のきずなを深める絶好の機会にもなっています。



実務研修について 審査局実務研修(初任者基礎研修)

公正取引委員会では、審査局に配属された職員に対して、階層別、テーマ別研修を実施しています。例えば、審査局へ初めて配属された職員に対しては、初任者基礎研修を実施しています。この研修は、審査局の初任者が業務を適正に行うために必要となる基礎的な知識や技能を習得できる内容となっており、例えば、独占禁止法に違反している疑いがある会社に対して行う立入検査に関する講義・実践演習や、供述聴取(事情聴取)に関する講義や演習などを合計15時間近くかけて実施しています。また、近年のIT化の進展に伴い重要性が増している電子証拠(メールやスマートフォンのデータ等)を立入検査時に適正かつ的確に収集できるよう、電子証拠の収集に関する講義に加えて、特殊なソフトウェアを用いた実習を行っています。





公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/>



採用に関するお問い合わせ先

〒100-8987

千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟

公正取引委員会事務局官房人事課人材戦略係

TEL：03-3581-5471 (代表) / 03-3581-5475 (直通)



- 東京メトロ丸の内線「霞ヶ関」駅 B1a出口
- 東京メトロ日比谷線「霞ヶ関」駅 A1出口
- 東京メトロ千代田線「霞ヶ関」駅 C1出口
- 東京メトロ有楽町線「桜田門」駅 5番出口

最新の情報を掲載しています

 <https://x.com/jftc>



 <https://www.facebook.com/JapanFTC>



 <https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>

